

Guarantee Information »

- 松山ビジネスカレッジにて創業講義を行いました
- ●「いよぎんみらい起業塾」創業セミナーにて講師を務めました
- 新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号の指定期間の延長について
- 2021 年度 上半期事業実績

Column »

えひめの産業ルーツを学ぶ●「銅」



保証月報 (





Contents

但計構却	Cuarantas	Information 2	11
不証用取	Guarantee	information .	//

● 松山ビジネスカレッジにて創業講義を行いました	
●「いよぎんみらい起業塾」創業セミナーにて講師を務めました ● 新型コロナウイルス感染症に関する	••••••
経営安定関連保証4号の指定期間の延長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
● 2021 年度 上半期事業実績	2
保証状況 Guarantee Condition 》	
◆ 今月の保証概況(2021年9月)◆ 本・支所別保証状況	
◆ 金融機関別保証状況	
●業種別保証状況	
◆金額別・期間別・使途別保証状況	
市町制度保証状況	
● ランキングベスト10	
● 金融機関店舗別保証状況	12
融資保証制度 Loan Guarantee System 》	
● 融資保証制度一覧 ····································	19
●信用保証料率表	29
● 保証協会団信実績	32

コラム Column >>

えひめの産業ルーツを学ぶ●「銅」

当協会ホームページのご案内

愛媛県信用



http://www.ehime-cgc.or.jp/



お知らせ(更新·新着情報)

2021年10月04日 保証の概況: [2021年9月] を掲載しました。 2021年09月08日 保証月報2021年9月号を掲載しました。 2021年09月01日 保証の概況: [2021年8月] を掲載しました。 2021年09月01日 役員の変更について 2021年08月31日 「新価値創造展2021」の出展募集のご案 内について





松山ビジネスカレッジにて創業講義を行いました

9月15日、松山ビジネスカレッジの1年生を対象に、卒業後の進路として就職だけでなく自らが創業する という選択肢もあることを示し、将来の働き方をより深く考えてもらうことを目的に当協会職員が創業講義 を行いました。

講義では、初めに保証協会の役割と創業することについて 解説を行い、次にグループワークと個人ワークを通して、自 分達が創業することを想像して、どのように準備を進める必 要があるのかについて具体的に考えてもらいました。

学生達にとって、今回の講義が創業という選択肢にも興味 を持つきっかけとなれば幸いです。



【グループワークの様子】

「いよぎんみらい起業塾」創業セミナーにて講師を務めました

9月22日、「創業を目指す方、創業に興味のある方、創業後間もない方」を対象に伊予銀行が主催する「い よぎんみらい起業塾」がオンラインにて開催され、講師を派遣しました。

セミナーでは、保証協会の目的や仕組み、役割等の説明や創業保証制度等の創業支援に関する説明を行い ました。

講師派遣等のご希望がございましたら、企業支援課(089-931-2114)まで、お気軽にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に関する 経営安定関連保証4号の指定期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証4号につきまして、指定期間が2021年9月1日 とされていましたが、今般、全ての都道府県において2021年12月1日まで延長されましたのでお知らせし ます。

〈指定期間〉

【延長前】2020年2月18日~2021年9月1日 【延長後】2020年2月18日~2021年12月1日

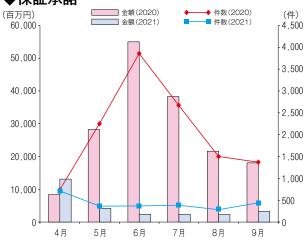
2021年度 上半期事業実績

2021年度の上半期事業実績(2021年4月~2021年9月)は下記の通りです。

保証実績

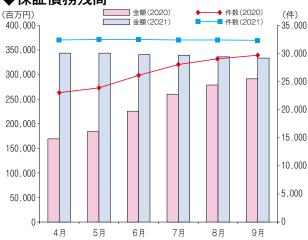
保証承諾は対前年同期比15.94%と前年実績を下回った一方で、保証債務残高は対前年同期比114.26%と前年実績を上回る

◆保証承諾



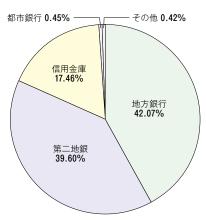
保証承諾件数は2,540件、金額は27,104百万円となり、対前年同期比は件数で20.37%、金額で15.94%と大幅に減少した。

◆保証債務残高



保証債務残高(2021年9月末)は、件数32,305件、金額は333,068百万円となり、対前年同期比は件数で108.94%、金額で114.26%と上回って推移した。

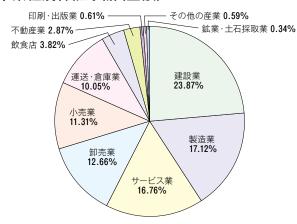
◆金融機関群別保証承諾(金額)



金融機関群別保証承諾における構成比は、地銀42.07%、第二 地銀39.60%、信用金庫17.46%、都市銀行0.45%、その他 0.42%となった。

対前年同期比は、その他850.37%、都銀110.41%、第二地銀18.84%、信用金庫18.04%と続いた。

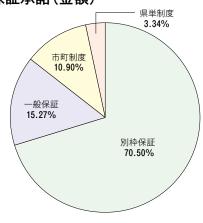
◆業種別保証承諾(金額)



業種別保証承諾における構成比は、建設業23.87%、製造業17.12%、サービス業16.76%、卸売業12.66%と続いた。

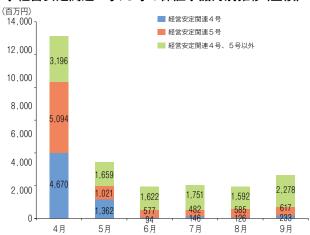
対前年同期比は、鉱業・土石採取業28.89%、運送・倉庫業24.58%、建設業16.82%、その他の産業16.64%と続いた。

◆保証制度別保証承諾(金額)



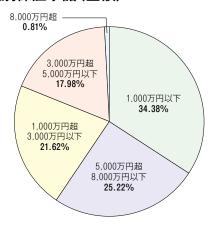
保証制度別保証承諾における構成比は、別枠保証70.5%、一般保証15.27%、市町制度10.90%、県単制度3.34%となった。 対前年同期比は、県単制度142.72%、市町制度68.15%、一般保証55.22%、別枠保証12.12%となった。

◆経営安定関連4号、5号の保証承諾月別推移(金額)



経営安定関連4号の保証承諾は6.631百万円、経営安定関連5 号の保証承諾は8,376百万円、その他は12,097百万円となった。 保証承諾金額に占める経営安定関連4号の割合は24.46%、経 営安定関連5号の割合は30.9%、その他は44.63%となった。

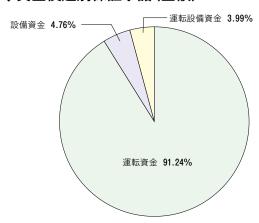
▶金額別保証承諾(金額)



金額別保証承諾における構成比は、1,000万円以下34.38%、 5,000万円超8,000万円以下25.22%、1,000万円超3,000万円 以下21.62%、3,000万円超5,000万円以下17.98%、8,000万 円超0.81%となった。

対前年同期比は、5,000万円超8,000万円以下813.63%、 8,000万円超24.80%、1,000万円以下18.49%、3,000万円超 5,000万円以下11.84%、1,000万円超3,000万円以下7.63%と なった。

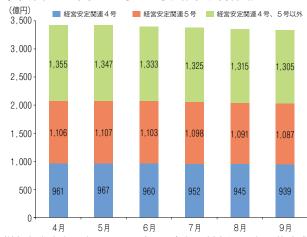
◆資金使途別保証承諾(金額)



資金使途別保証承諾における構成比は、運転資金91.24%、設 備資金4.76%、運転設備資金3.99%、となった。

対前年同期比は、設備資金172.53%、運転設備資金102.62%、 運転資金14.70%となった。

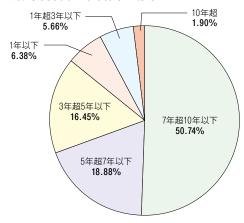
◆経営安定関連4号、5号残高月別推移



(注)経営安定関連5号には、全国緊急保証制度として保証債務残 高があるものを含む。

保証債務残高に占める経営安定関連4号の割合は9月末時点で 28.18%、経営経営安定関連5号(緊急保証含む)の割合は、 2021年9月末時点で32.64%となった。

◆期間別保証承諾(金額)



期間別保証承諾における構成比は、7年超10年以下50.74%、 5年 超7年 以下18.88%、3年 超5年 以下16.45%、1年 以下 6.38%と続いた。

対前年同期比は、10年超97.78%、1年以下92.73%、3年超5 年以下31.17%、7年超10年以下19.68%と続いた。

▶金融機関店舗別新規先保証件数

(2021年4月~2021年9月保証承諾分)

No	金融機関	支 店	件数
1	愛媛信用金庫	本店営業部	14
2	伊 予 銀 行	大街道支店	13
3	愛媛信用金庫	今 治 支 店	11
4	愛媛信用金庫	きし支店	10
4	愛媛信用金庫	八幡浜支店	10
6	愛 媛 銀 行	余 戸 支 店	9
6	愛 媛 銀 行	立花支店	9
6	愛 媛 銀 行	末広町支店	9
6	愛 媛 銀 行	本 町 支 店	9
6	愛媛信用金庫	宮 西 支 店	9

返済緩和にかかる貸付条件変更承諾実績

返済緩和承諾実績は、対前年同期比91.53%と前年実績を下回る

(単位:件、百万円)

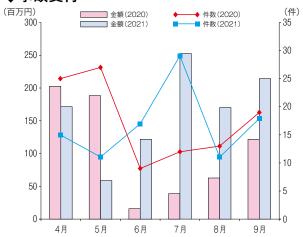
	2020年	度上半期	2021年度上半期				
	実 績	対前年同期比	実 績	対前年同期比			
件数	940	113.53%	881	93.72%			
金額	10,414	111.02%	9,532	91.53%			

返済緩和承諾実績は、件数881件、金額は9,532百万円で、対前年同期比は件数で93.72%、金額で91.53%と減少した。

事故実績

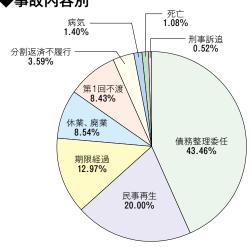
事故受付金額は989百万円、対前年同期比157%と前年度実績を上回る

◆事故受付



事故報告受付は、件数101件、金額は989百万円となり、対前年同期比は件数で96.19%、金額で157%となった。

◆事故内容別



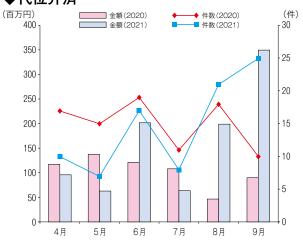
事故内容別における構成比は、債務整理委任が43.46%、民事 再生が20%、期限経過が12.97%と続いた。

対前年同期比は、期限経過394.66%、債務整理委任269.38%、 民事再生258.72%と続き、前年同期には実績のなかった第1回目 不渡(83,362千円)の事故が発生している。

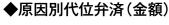
代位弁済

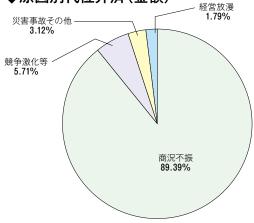
代位弁済金額は971百万円、対前年同期比155.34%と前年実績を上回る

◆代位弁済



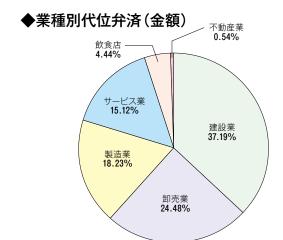
代位弁済件数は88件、金額は971百万円となり、対前年同期比は件数が97.78%と下回るも、大口代位弁済も有り金額は155.34%と上回った。





原因別代位弁済における構成比は、商況不振89.39%、競争激 化等5.71%、災害事故その他3.12%と続いた。

対前年同期比は、経営放漫1301.97%、競争激化等176%、商 品不振155%と続いた。



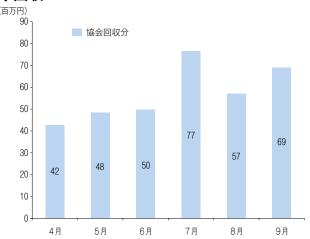
業種別代位弁済における構成比は、建設業37.19%、卸売業 24.48%、製造業18.23%と続いた。

対前年同期比は、小売業330.52%、サービス業265.24%、建 設業170.95%と続いた。

回収

回収金額は343百万円、対前年同期比121.70%と前年実績を上回る

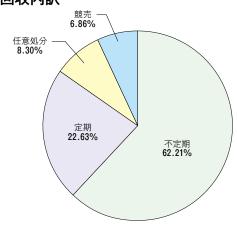




回収金額は343百万円となり、対前年同期比121.70%と前年同 期を上回った。

なお、2019年4月よりサービサーは休止している。

◆回収内訳



回収内容における構成比は、不定期62.21%、定期22.63%、 任意処分8.30%、競売6.86%となった。

対前年同期比は、競売2205.35%、不定期145.43%、定期 86.06%、任意処分64.94%と続いた。

おわりに

2021年度上期の県内経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大による、まん延防止等重点措置の適用を受け、一時持ち直していた個人消 費も、足元では弱めの動きがみられます。特に宿泊・観光業関係は、感染拡大地域への往来自粛による観光客の大幅減少、飲食店関係では、 度重なる営業時間短縮要請と、愛媛県内の中小企業者等も大きな打撃を受けました。

そうした中、中小企業者等に向けた当協会の保証実績としましては、2020年度に対応した「新型コロナウイルス感染症対策資金(通称: ゼロゼロ制度)」により中小企業者等の手元資金がある程度確保されていたこともあり、2021年度上期は、保証承諾の件数・金額ともに減少 となりました。一方で保証債務残高の件数・金額は、ゼロゼロ制度の前年度繰越し分の影響もあり、対前年同月比では増加となりました。(保 証承諾前年同期比:件数20.37%、金額15.94%、保証債務残高前年同期比:件数108.94%、金額114.26%)。

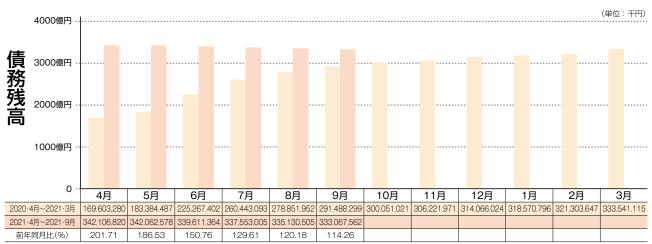
代位弁済の件数は88件(前年同期比97.78%)、金額は971百万円(前年同期比155.36%)となり、件数は減少しましたが大口の代位弁済 発生により金額は大幅に増加しました。今後については、コロナ禍における企業の疲弊感が強まっており、息切れ倒産等の増加が懸念される ところです。

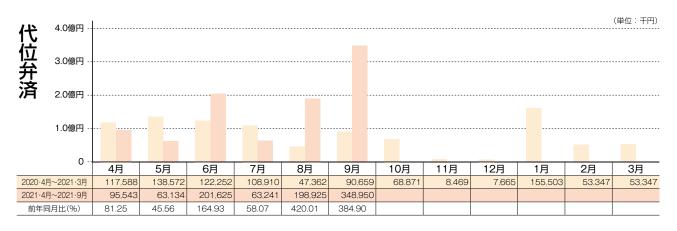
2021年度下期においても、当協会は、長期化するコロナ禍において中小企業者等の実情を積極的に把握し、2021年4月に設置した「ウィ ズコロナサポート班」にて、経営支援強化促進事業の活用や外部経営支援機関への橋渡し、当協会担当者による資金繰り支援等を引き続き実 施してまいります。今後ともより一層金融機関等との連携を深めつつ、中小企業者等の事業の発展を支えるという保証協会の使命を果たして まいります。



		当 月	中		当 月 末					
区 分	件数	金額	対前年同	月比(%)	件数	金額	対前年同	月比(%)		
	计权	並织	件数	金額	计女人	並供	件数	金額		
保証 申込	410	2,733,330	32.70	17.24	1,964	13,310,554	15.16	7.51		
保証 承諾	436	3,128,040	31.57	17.30	2,540	27,103,921	20.37	15.94		
保証債務残高					32,305	333,067,562	108.94	114.26		
代 位 弁 済	25	348,950	250.00	384.90	88	971,419	97.78	155.34		







本·支所別保証状況 金融機関別保証状況

本・支所別保証状況 (2021年9月分)

(単位:千円)

				1	录 証	承	諾		保	証債務残	高		代	位	弁	済	
	_ ,	,		当月	中		当 月 末			当月末			当 月	中		当 月	末
	区 分)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)
本		所	229	1,728,8	0 21.46	1,268	13,034,050	16.20	14,751	153,882,135	112.32	11	123,873	143.49	37	303,287	86.66
新	居	浜	76	544,50	0 8.75	472	4,285,884	9.46	7,692	83,068,794	118.80	9	81,946	2,216.22	24	253,086	131.43
今		治	43	256,8	11.48	377	5,974,875	25.24	4,734	50,046,675	121.32	0	0		10	92,654	273.02
八	幡	浜	39	209,9	0 29.95	202	1,933,495	18.77	2,569	24,719,574	108.00	0	0		4	65,300	340.32
宇	和	島	49	387,9	0 45.09	221	1,875,617	18.16	2,559	21,350,384	104.56	5	143,131	22,716.29	13	257,091	865.87
合		計	436	3,128,0	0 17.30	2,540	27,103,921	15.94	32,305	333,067,562	114.26	25	348,950	384.90	88	971,419	155.34

金融機関別保証状況 (2021年9月分)

37			西北1人ル						: 十円)						
				保証				保	証債務残	高		代 位		済 済	
			当	月 中	当	月末	₹	<u></u>	当 月 🥫	ŧ	当	月 中	当	月	末
			件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	件数	金額	構成比
	伊	予	93	505,510	715	9,904,069	36.54	11,062	141,384,362	42.45	19	319,711	47	668,876	68.86
	四	玉	2	41,000		193,500	0.71	367	5,371,342	1.61	0	0	0	0	0.00
	百	十 四	1	5,000	23	463,000	1.71	560	9,404,861	2.82	3	19,239	3	19,239	1.98
	<u>ko</u>	波	1	20,000		45,000	0.17	131	2,767,257	0.83	0	0	0	0	0.00
	広	島	4	47,200	25	525,700	1.94	627	8,558,344		1	6,638	2	10,283	1.06
	中	玉	0	0	-	185,000	0.68		2,861,664		0	0	0	0	0.00
^=	山		0	0	2	85,000	0.31	57	1,363,677	0.41	0	0	0	0	0.00
銀	西	日本	0	0	-	0	0.00	2	8,043		0	0	0	0	0.00
		ずほ	0	0		50,000	0.18	10	183,270		0	0	0	0	0.00
		そな	0	0		0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
	-	‡住友	0	0		72,000	0.27	8	246,820		0	0	0	0	0.00
		UFJ	0	0	-	0	0.00	11	86,944		0	0	0	0	0.00
行	-	住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
	あま	ゔぞら	0	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0	0.00		0	0.00	0	0	0	0	0.00
	愛	媛	168	1,549,070	784	8,070,630	29.78		83,719,676	25.14	2	3,362	25	241,901	24.90
	香	Ш	17	93,000		2,032,700	7.50	1,617	21,002,169	6.31	0	0	2	3,846	0.40
	高	知	3	14,900	25	441,400	1.63	314	3,821,790	1.15	0	0	2	10,522	1.08
	徳島	島大 正	1	1,000	15	189,000	0.70	226	2,830,777	0.85	0	0	0	0	0.00
		み じ	0	0	0	0	0.00	1	10,000		0	0	0	0	0.00
	小	計	290	2,276,680		22,256,999	82.12	24,603	283,620,995	85.15	25	348,950	81	954,666	98.28
	愛	媛	108	557,260	611	3,780,495	13.95	5,411	34,617,906	10.39	0	0	5	14,262	1.47
ı≡	Ш	之 江	8	62,700	18	130,700	0.48	365	3,642,090	1.09	0	0	0	0	0.00
信用	東	予	11	90,600	48	263,270	0.97	695	4,126,870	1.24	0	0	0	0	0.00
金	宇	和島	19	140,800	115	542,657	2.00	1,008	4,659,367	1.40	0	0	2	2,490	0.26
庫	観	音 寺	0	0	2	15,000	0.06	182	2,124,718	0.64	0	0	0	0	0.00
	信金	金中金	0	0	<u> </u>	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
	小	計	146	851,360	794	4,732,122	17.46	7,661	49,170,950		0	0	7	16,753	1.72
朝	銀	西	0	0	1	8,000	0.03	1	8,000		0	0	0	0	0.00
県	信		0	0	-	0	0.00	2	24,549	0.01	0	0	0	0	0.00
単		農協	0	0	-	0	0.00	13	17,455		0	0	0	0	0.00
県		漁連	0	0	-	0	0.00				0	0	0	0	0.00
		中金	0	0	0	0					0	0	0	0	
		中金	0			106,800					0	0	0	0	
		生保	0	0	-	0					0	0	0	0	
		金庫	0	0	0	0		0	0	0.00	0	0	0	0	
そ	σ,) 他	0	0	0	0			-		0	0	0	0	
_ •		計	0	0		106,800				_	0	0	0	0	
Ê	ì	計	436	3,128,040	2,540	27,103,921	100.00	32,305	333,067,562	100.00	25	348,950	88	971,419	100.00

業種別保証状況

業種別保証状況 (2021年9月分)

下の	美種別保証状況 (202													
対象 一次														
接 任 元 子 40 478.80 38 4.80 40 71.72 4.89 6 19.07.80 18.09 5 5 15.07 10 111.78	区分						븰						月	末
食料 品 工 美 7 37.400 44 515.140 1.88 774 9.725.917 2.92 1 41.188 82 2 65.018		件数	金額	件数				金 額		件数	金額	件数	金額	構成比
臓器 部		48		338						5				
来日、年度 1 乗 3		7								1	41,893		65,613	_
東 貝 洋 貝 丁 草 3			13,160									-	0	
括		-		-								-		
軽し 版				-								-		
代表 学 工 美 0 0 0 5 5 110.500 0.41 34 600.383 0.18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0												-		
石油石炭型品工業												-		
□ ゴム型 品 製 選 業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										-				
五 紅 紅 大 大 大 大 大 大 大 大		-	-	-								-		
放 事 工 葉 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0												-		
無				-										
機 橋 工 業 6 80.900 88 402.040 1.48 652 9.978.186 3.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		-										_		
■										0		-		
## 報 工 業 0 0 1 5.000 0.02 21 292.800 0.09 0 0 0 0 0 0 1 1 2		1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									-	0	
前 前 前 元 美 0 0 7 158,950 0.59 87 1.068,286 0.32 3 19,238 3 19,238 3 3 19,238 3 3 3 3 3 3 3 3 3	車 輌 工 業	0		1							0	0	0	
ソフトウェア葉 2 22,000 8 52,440 0.19 186 1.942,626 0.88 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1 825 1		0									19,239			
横線が 漁 業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				-										_
腰 林 漁 業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			22,000	- 1								_		-
************************************			-	-										
 試工			-	-								-		
土 石 探 取 業 0 0 0 4 92.000 0.34 44 546.006 0.16 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				-										
技術 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大				-							,	-		
理 設 業 127 782.450 694 6.488.754 23.87 7.923 79.472.576 23.86 11 129.177 30 227.010 卸 売 業 40 338.500 225 3.482.600 12.66 3.220 43.805.977 13.15 0 0 14 149.462		1	-							!	,	-		
即 売 業 40 338.500 225 3.432.600 12.66 3.220 43.805.977 13.15 0 0 0 14 149.482		197	-									-		
小 売 業 65 417,870 318 3,064,835 11.31 4,390 40,392,288 12.13 9 157,816 23 360,982											-			
欧 食 店 37 294,300 192 1,034,500 3.82 2,613 14,785,225 4,44 0 0 0 2 27,095 不 動 産 業 12 90,500 86 77,7160 2,87 967 9,846,917 2.96 0 0 1 3,270 運 送 業 20 230,500 128 2,704,400 9,98 1,361 22,452,961 6,74 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				_							,			
平 動 産 業 12 90.500 86 777.160 2.87 967 9.846.917 2.96 0 0 1 3.270 運 送 業 20 230.500 128 2.704.400 9.98 1.361 22.452.961 6.74 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
選 送 東 20 230.500 128 2.704.400 9.98 1.361 22.452.961 6.74 0 0 0 0 0 0 0 0 0		_												
倉 庫 業 0 0 1 20,000 0.07 12 240,670 0.07 0 0 0 0 0 0 0 0 0		20	230,500	128	2,704,400	9.98	1,361	22,452,961	6.74	0	0	0	0	0.00
物品預り・駐車場業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	貨物運送取扱業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業 0 0 0 3 75.000 0.28 46 496.760 0.15 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				- 1	20,000	0.07								
田 刷 業 1 1.600 13 166.400 0.61 225 2.726.082 0.82 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0												_		
出 版 業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0		-			-							
サービス業 81 473,310 516 4.542,662 16.76 6.266 54.892,975 16.48 0 0 8 92,315 物品賃貸業 0 0 7 189,500 0.70 130 1,687,666 0.51 0 0 0 0 洗濯・理美容・浴場業 15 42,750 101 425,517 1,57 1,049 5,540,315 1,16 0 0 0 0 その他の生活関連サービス業 2 3,000 13 98,500 0.36 144 1,372,902 0.41 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0							-	-		-		0.00
物品質質業 0 0 7 189.500 0.70 130 1.687.666 0.51 0 0 0 0 0 0 0 0 0 流 2 268.000 0.99 240 3.958.915 1.19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				-										
福 泊 業 3 47.000 12 268.000 0.99 240 3.958.915 1.19 0 0 0 0 0 0 0 0 元 流濯・理美容・浴場業 15 42.750 101 425.517 1.57 1.049 5.540.315 1.66 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0												-		
洗濯・理美容・浴場業 15 42,750 101 425,517 1.57 1,049 5,540,315 1.66 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			-							-				
その他の生活関連サービス業 2 3,000 13 98,500 0.36 144 1,372,902 0.41 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
旅 行 業 0 0 1 1 10,000 0.04 42 348,759 0.10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										_				_
広 告 業 1 6,500 11 148,900 0.55 136 1,197,090 0.36 0 0 6 43,490	旅 行 業		-			0.04		348,759		0			0	0.00
放 送 業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			- /	21	147,060									
情報通信サービス業 1 1,000 3 62,500 0.23 35 185,988 0.06 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			-,		-,					-		_		_
運輸サービス業 1 1,000 2 11,000 0.04 76 978,024 0.29 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		-		-										
職業紹介・労働者派遣業 1 5,000 4 12,000 0.04 29 226,755 0.07 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		1												
その他の事業サービス業 8 63,500 55 473,150 1.75 479 3,926,689 1.18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		1												
専門サービス業 4 12,460 55 214,445 0.79 534 2,327,350 0.70 0 0 0 0 0 1 技術サービス業 8 57,500 33 341,000 1.26 511 3,183,585 0.96 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
技術サービス業 8 57,500 33 341,000 1.26 511 3,183,585 0.96 0 0 0 0 0 0 0 医療・福祉業 25 173,100 136 1,644,520 6.07 1,916 21,094,379 6.33 0 0 1 1,575 廃棄物処理業 8 52,000 31 349,200 1.29 318 3,173,777 0.95 0 0 0 0 0 数育・学習支援事業 1 4,000 13 76,300 0.28 200 1,176,516 0.35 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
医療・福祉業 25 173,100 136 1,644,520 6.07 1,916 21,094,379 6.33 0 0 1 1,575 廃棄物処理業 8 52,000 31 349,200 1.29 318 3,173,777 0.95 0 0 0 0 0 数育・学習支援事業 1 4,000 13 76,300 0.28 200 1,176,516 0.35 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			-											
廃棄物処理業 8 52,000 31 349,200 1.29 318 3,173,777 0.95 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				_										
教育・学習支援事業 1 4,000 13 76,300 0.28 200 1,176,516 0.35 0 0 0 0 0 0 2 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		_												
その他のサービス業 1 1,000 18 71,070 0.26 199 1,102,097 0.33 0 0 1 47,250 保険媒介代理業 2 7,500 11 33,400 0.12 148 704,709 0.21 0 0 0 0 郵便業 0 0 0 0 0.00 0 0 0.00 0 0 0 0 0 通信業 0 0 0 0 0.00 1 4,580 0.00 0 0 0 インターネット付随サービス業 2 7,700 6 24,700 0.09 34 152,613 0.05 0 0 0		-			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							-		
保険媒介代理業 2 7,500 11 33,400 0.12 148 704,709 0.21 0 0 0 0 郵便業 0 0 0 0 0.00 0 0 0.00 0 0 0 0 0 通信業 0 0 0 0 0.00 1 4,580 0.00 0 0 0 インターネット付随サービス業 2 7,700 6 24,700 0.09 34 152,613 0.05 0 0 0		1		_									47,250	_
通信 業 0 0 0 0 0.00 1 4,580 0.00 0 0 0 0 インターネット付随サービス業 2 7,700 6 24,700 0.09 34 152,613 0.05 0 0 0 0	保険媒介代理業	2	7,500	11	33,400	0.12	148	704,709	0.21	0			0	0.00
インターネット付随サービス業 2 7,700 6 24,700 0.09 34 152,613 0.05 0 0 0				-										
			_	-								_		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □												_		
O	合 計	436	3,128,040	2,540	27,103,921	100.00	32,305	333,067,562	100.00	25	348,950	88	971,419	100.00

^{※ 2012} 年 10 月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

金額別·期間別·使途別保証状況

金額別保証状況 (2021年9月分)

(単位:千円)

		保証	E 7	承 諾		侈	承証債務残	高
区分	当	月 中		当 月 末			当 月 末	
	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
1,000以下	41	37,850	247	224,200	0.83	1,900	1,104,284	0.33
1,000超 2,000以下	59	103,370	345	612,790	2.26	2,919	3,626,829	1.09
2,000超 3,000以下	76	215,060	323	922,495	3.40	3,071	6,133,651	1.84
3,000超 5,000以下	135	655,060	609	2,909,204	10.73	6,542	21,272,075	6.39
5,000超 10,000以下	76	680,200	514	4,648,532	17.15	8,109	61,674,719	18.52
10,000超 15,000以下	11	150,500	69	946,900	3.49	1,536	16,788,411	5.04
15,000超 20,000以下	10	191,000	112	2,187,000	8.07	2,445	40,147,546	12.05
20,000超 30,000以下	10	282,000	95	2,726,000	10.06	3,033	73,590,038	22.09
30,000超 50,000以下	17	733,000	112	4,872,300	17.98	2,068	72,983,568	21.91
50,000超 60,000以下	0	0	103	6,159,500	22.73	418	21,881,420	6.57
60,000超 70,000以下	0	0	3	204,000	0.75	79	3,065,188	0.92
70,000超 80,000以下	1	80,000	6	471,000	1.74	115	5,070,788	1.52
80,000超100,000以下	0	0	1	100,000	0.37	32	1,848,110	0.55
100,000超120,000以下	0	0	1	120,000	0.44	10	976,613	0.29
120,000超150,000以下	0	0	0	0	0.00	8	521,191	0.16
150,000超200,000以下	0	0	0	0	0.00	20	2,383,132	0.72
200,000超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	436	3,128,040	2,540	27,103,921	100.00	32,305	333,067,562	100.00

期間別保証状況 (2021年9月分)

(単位:千円)

		保証	E 7	承 諾		伢	京証 債 務 残 済	高	
区分	当	月 中		当 月 末		当 月 末			
	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	
3 カ月以下	1	2,500	1	2,500	0.01	1	2,500	0.00	
3 力月超 6 力月以下	4	140,000	24	711,000	2.62	22	601,107	0.18	
6 カ月超 1 カ年以下	9	71,000	64	1,015,500	3.75	166	2,854,674	0.86	
1 力年超 2 力年以下	7	22,700	40	163,190	0.60	210	1,671,091	0.50	
2 力年超 3 力年以下	28	158,860	167	1,371,350	5.06	3,084	36,491,288	10.96	
3 力年超 4 力年以下	8	25,020	37	174,105	0.64	432	2,043,561	0.61	
4 力年超 5 力年以下	223	992,700	988	4,284,034	15.81	9,269	30,644,316	9.20	
5 力年超 7 力年以下	116	894,160	626	5,116,560	18.88	10,421	99,437,249	29.85	
7 力年超 10 力年以下	36	710,100	574	13,751,367	50.74	8,196	147,752,525	44.36	
10 力年超	4	111,000	19	514,315	1.90	504	11,569,252	3.47	
合 計	436	3,128,040	2,540	27,103,921	100.00	32,305	333,067,562	100.00	

使途別保証状況 (2021年9月分)

					保証		保証債務残高				
	区	分		当	月 中		当 月 末		当 月 末		
				件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
運	転	資	金	371	2,740,660	2,154	24,730,335	91.24	29,034	315,745,935	94.80
設	備	資	金	40	242,380	219	1,290,897	4.76	2,064	10,678,941	3.21
運	転 設	備資	金	25	145,000	167	1,082,689	3.99	1,207	6,642,686	1.99
	合	Ē	t	436	3,128,040	2,540	27,103,921	100.00	32,305	333,067,562	100.00

市町制度保証状況

市町制度保証状況 (2021年9月分)

				保証	承	諾	保 証	債務残高
打	長 興	資 金	当	月 中	当	月 末	当	月 末
			件数	金額	件数	金額	件 数	金額
	匹	国中央	18	55,800	46	134,100	377	561,619
	新	居浜	13	37,500	82	249,984	429	795,235
	西	条	13	40,500	53	165,000	368	707,325
	今	治	20	59,000	90	261,100	838	1,225,207
	松	山	56	188,000	277	803,940	2,031	4,070,513
市	東	温	8	29,000	23	76,820	126	214,715
1117	伊	予	1	2,500	7	18,500	31	53,123
	大	洲	6	13,470	29	79,545	163	251,297
	八	幡浜	2	8,000	3	11,000	51	81,634
	西	予	4	16,000	25	81,600	141	247,838
	宇	和島	22	76,800	94	313,640	728	1,455,807
	力	計	163	526,570	729	2,195,229	5,283	9,664,312
	砥	部	4	18,000	8	34,000	25	52,064
	久	万高原	2	7,800	6	21,300	50	118,382
	内	子	3	12,500	6	27,500	39	74,806
田丁	伊	方	0	0	0	0	4	9,807
μЈ	鬼	北	2	10,000	4	14,000	4	13,802
	松	野	0	0	1	1,260	11	15,870
	愛	南	6	14,000	14	32,500	62	90,870
	小		17	62,300	39	130,560	195	375,601
	合	計	180	588,870	768	2,325,789	5,478	10,039,913

			保	証	承	諾		保 証	債務残高	
季節貨	金	当	月	中	当	月	末	当	月 末	
		件数	金	額	件数	金	額	件数	金額	
松	山	0		0	0		0	0		0
新 居	浜	0		0	0		0	0		0
合	計	0		0	0		0	0		0

		保	証	承		諾			保証	債 務 🦠	浅 高
設備近代化資金	当	月	中		当	月	末		当	月	末
	件 数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額
松 山	12		41,710		66		246,690		453		943,792
(う ち 公 害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
今 治	1		6,200		2		12,200		124		272,127
合 計	13		47,910		68		258,890		577	1	,215,920

		保 証	承	諾	保 証	債務残高
振興資金(緊急)	当	月 中	当	月 末	当	月 末
	件 数	金額	件数	金額	件数	金額
四国中央	4	28,000	6	40,500	134	375,041
新 居 浜	0	0	6	44,000	79	331,331
今 治	3	23,500	6	49,000	209	712,897
松 山	0	0	0	0	21	92,018
八 幡 浜	10	43,000	40	179,700	335	1,222,795
西 予	1	10,000	7	56,000	36	164,773
合 計	18	104,500	65	369,200	814	2,898,855

			保	証	承諾			保証債務残高			
振興資金(経営安	定化)	当	月 中			当	月	耒	当	月	末
		件数	金	頁	件	数	金	額	件数	金	額
松	山	73	503	3,500		352	2	,266,700	3,717	24	,080,570
今	治	3	Ç),160		12		59,160	45		132,791
四国中	央	0		0		0		0	210	1	,193,227
西	条	3	19	000,		16		84,000	626	4	,020,624
合	計	79	531	,660		380	2	,409,860	4,598	29	,427,211



2021年9月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキング ベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高

Best 10

前月	順位	◇□₩₩	巡 目47	保	証債務残高
順位	川川江	金融机	或 关 石	件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	571	8,755,161
2 →	2	伊予銀行	新居浜支店	532	8,358,785
3 →	3	伊予銀行	本店営業部	438	8,327,725
4 →	4	伊予銀行	今 治 支 店	473	7,611,228
5 →	5	伊予銀行	西条支店	464	5,660,312
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	397	5,360,556
7 →	7	香川銀行	松山支店	282	4,370,081
8 →	8	伊予銀行	松山北支店	291	4,220,581
9 →	9	愛媛銀行	新居浜支店	323	3,940,293
10 →	10	香川銀行	新居浜支店	267	3,865,799

保証承諾

Best

前月	順位	今 動物	幾関名	保証	承諾(当月中)
順位	川川山	工門工作	双月 位	件数	金額 (千円)
3 1	1	愛媛銀行	本店営業部	7	210,000
115 🗷	2	愛媛銀行	空港通支店	7	155,000
35 🗡	3	愛媛銀行	鴨川支店	8	85,500
60 🗷	4	伊予銀行	三津浜支店	6	77,200
115 🗷	5	愛媛銀行	宇和島支店	5	70,600
147 🗷	6	宇和島信用金庫	来支店	2	70,000
54 🗷	7	愛媛銀行	城辺支店	5	61,000
17 🗷	8	愛媛銀行	古川支店	7	58,500
21 🗷	9	愛媛銀行	大街道支店	2	52,500
18 🗷	10	愛媛信用金庫	砥部支店	3	50,600

保証承諾

Best

前月	顺子		松田日本フ	保証	正承諾(累計)
順位	順位	立立 南 出 竹	機関名	件数	金額(千円)
1 →	1	伊予銀行	今治支店	52	1,364,500
2 →	2	香川銀行	松山支店	40	1,015,000
3 →	3	愛媛銀行	本店営業部	35	977,000
4 →	4	伊予銀行	日吉支店	22	605,660
5 →	5	伊予銀行	本店営業部	26	597,600
6 →	6	伊予銀行	北条支店	31	586,000
8 🖊	7	愛媛銀行	宇和島支店	23	446,800
7 🖫	8	伊予銀行	菊間支店	10	400,000
13 🗷	9	伊予銀行	三津浜支店	26	383,600
9 🔪	10	伊予銀行	八幡浜支店	27	380,700



金融機関店舗別保証状況

2021年9月分 (単位:千円)

店 舗 みずほ 木 そ き 変	今 流 高 木 施 汲 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 6 大 7 大 8 大 8 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 </th <th>à (</th> <th></th> <th>証 対前年 - 同月比 (%)</th> <th>当件数</th> <th>月 末</th> <th>対前年 同月比 (%)</th> <th>当</th> <th>月 末</th> <th>残 対前年 同月比 (%)</th> <th>当</th> <th>月 末</th> <th>済 代弁率</th>	à (証 対前年 - 同月比 (%)	当件数	月 末	対前年 同月比 (%)	当	月 末	残 対前年 同月比 (%)	当	月 末	済 代弁率
<i>会</i> . 高 葉	今 流 高 木 施 汲 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 6 大 7 大 8 大 8 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 </th <th><u></u></th> <th>(</th> <th></th> <th>件数</th> <th>A #=</th> <th> </th> <th>41. 344</th> <th>A +-</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	<u></u>	(件数	A #=		41. 344	A +-				
<i>会</i> . 高 葉	今 流 高 木 施 汲 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 5 大 6 大 7 大 8 大 8 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 大 9 </th <th>à (</th> <th></th> <th></th> <th>1120</th> <th>金 額</th> <th>(%)</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>(%)</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>(%)</th>	à (1120	金 額	(%)	件数	金 額	(%)	件数	金 額	(%)
高	高		1)	0	0		1	4,042	100.00	0	0	0.00
菓	推 沥 夾 25	7 () ()	1	30,000	100.00	6	87,494	99.55	0	0	0.00
	夾 ء)	0	0		1	67,000	84.81	0	0	0.00
勃	夾 ء	友 ()	0	0		1	7,509	63.67	0	0	
) ()	1	20,000		1	17,225		0	0	0.00
	計				2	50,000	166.67	10	183,270	100.30	0	0	
	μ,				_	55,555			100,210			·	0.00
三井住友 第	所居 沿	į ()	0	0	0.00	6	176,520	148.51	0	0	0.00
)	2	72,000		2	70,300		0	0	0.00
	計)	2	72,000	89.44	8	246,820	207.65	ő	0	
	PI	l (1	,		72,000	00.44	U	240,020	201.00	ľ	v	0.00
三菱UFJ 層	高松中9	- (0	0		3	32,788	59.38	0	0	0.00
変 Oi U iii					0	0		6	49,966	113.13		0	
祁					0	0		2	4,190	51.18		0	
11					0	0					0		
	計	1 '	(,	U	U		11	86,944	80.83	U	0	0.00
/H·字	F -	= 4	7 100	1 04	06	507 600	10.70	400	0 207 705	117 65	0	0	0.00
伊予 2			7,100			597,600	12.78	438	8,327,725	117.65	0	2 270	0.00
Z		-			18	124,700	9.76	231	2,865,218	115.45	1	3,270	0.11
	公山駅前					285,000	24.01	206	2,722,168	119.53	2	20,011	0.72
Ž			0,000			165,300	8.31	233	3,312,203	105.84	0	0	0.00
J					3	17,000	4.55	59	627,668	92.45	0	0	0.00
<u> </u>					1	15,000	5.95	54	514,014	108.30	1	751	0.14
亲						0	0.00	54	594,761	117.16		0	0.00
フ	大街道		-,			166,500	8.20	340	3,415,409	120.17	0	0	
-	– J					210,400	22.73	138	1,954,021	117.59		825	0.04
ĭ) (1	170,000	12.59	236	3,305,493	119.24		0	0.00
亨						0	0.00	62	509,487	112.70	0	0	0.00
Ξ	三津湯	₹ 6	77,200	50.46	26	383,600	22.32	267	3,246,478	112.95	2	4,178	0.13
7_	k産市場 かんしょうしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅうしゅう しゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃりん しゅうしゃ しゃり しゃく	易 () ()	1	45,000	28.13	9	200,760	106.11	0	0	0.00
木	公山は	七 5	35,500	25.36	17	127,300	6.10	291	4,220,581	115.53	0	0	0.00
F	中央市場	易 () ()	1	3,000	2.70	35	396,249	101.00	0	0	0.00
2	2 港 通	1 1	5,000	1.99	6	82,000	5.13	232	2,767,292	101.74	0	0	0.00
ź	余 戸	= 3	40,000	37.38	9	103,000	9.34	165	1,920,501	106.47	1	40,117	2.02
D j	未 生	Ξ (0.00	0	0	0.00	50	508,087	91.34	0	0	0.00
7	5 #	‡ 1	10,000	10.53	5	50,000	7.85	93	1,375,267	104.92	0	0	0.00
	椿					47,000	17.63	89	962,908	116.21	2	11,468	1.16
Ź		← 2	10,000			99,000	14.28		1,521,862	109.65	0	0	
	富音 ==					43,900	5.94	131	1,595,203	107.08		11,478	0.71
						31,000	22.71	45	446,295	120.02		0	
切						52,500	11.77	73	898,327	138.43		0	
利					2	45,000	10.16		656,421	114.90		0	
٠ ٨						102,800	13.78	146	1,589,138	124.75		0	0.00
	ネ 1. 中				2	15,000	31.91	31	223,514	107.37		0	
r k		-	3,000			586,000	59.24	207	2,241,595	116.04		65,353	2.83
	黄河原		2,000			32,000	7.00		1,064,075	110.04		00,000	
								91	1,033,658			0	
J						17,000	6.12			97.76		0	0.00
石 t						8,000	2.03		1,124,679	103.67		0	0.00
杜						164,950	11.29		2,782,926	96.86		0	0.00
	ß =		_,,,,,			56,500	3.33		3,075,015	108.75		17.045	
	上 漢					0	0.00		264,461	95.64		17,345	6.42
	Þ Ц					0	0.00			94.94		0	
	٦ <i>ب</i>		5,000			14,000	4.84			105.91		0	
₹.			11,000			1,364,500	46.20		7,611,228	135.45		0	0.00
	中 沙		3,000			242,600	15.44		3,178,695	111.02		1,681	0.05
	3 7		4,160			605,660	40.58		3,170,764	127.26		0	
	今 治 酉		5,000			101,000	21.04		1,060,520	110.98		0	
浙	支 止 测	Ę 1	2,000	3.70	10	140,000	19.96	117	1,785,721	163.97	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年9月分 (単位:千円)

			保	証	孑	諾			証債務	浅高	代	位 弁	済
店	舗 名	当	月中	対前年 同月比	当	月 末	対前年 同月比	当	月 末	対前年 同月比	当	月 末	代弁率
		件数	金額	(%)	件数	金 額	(%)	件数	金額	(%)	件数	金 額	(%)
伊予	鳥 生	0	C		11	148,500	22.94	129	1,348,147	107.91	0	0	0.00
	桜 井	ı	3,000		6	57,000	8.68	84	1,117,324	124.59	0	0	0.00
	菊間	1	10,000		10	400,000	112.11	66	846,860	120.34	0	0	0.00
	大島		0		11	164,600	36.95	114	1,273,637	118.30		0	0.00
	伯 方	0	0		4	63,000	117.32	44	362,308	96.04		16,495	4.38
	宮浦	0	10,000		2	8,000	2.45			134.58		0	0.00
	新居浜	3	12,000		35	349,084	7.74	532	8,358,785	137.63		0	0.00
	高 津 新居浜市	0	0		0	0	0.00	3	8,104 824	120.06	0	0	0.00
	新店洪巾 角 野	1	3,000		14	121,500	7.51	1 176	2,923,327	113.54	0	0	0.00
	新居浜東	0	3,000		5	24,700	3.38	109	1,407,133	155.39		0	0.00
	中荻	-	7,000		9	123,500	22.34	94	1,293,829	102.41	3	36,806	2.76
	土居	1	10,000		7	35,000	4.81	127	955,565	86.88		56,069	5.34
	三島	1	5,000		8	82,100	4.79	240	2,993,016	106.59		00,000	0.00
	川之江	1	2,500		3	15,500	1.15	202	2,750,906	110.88		0	0.00
	西条	3	21,500		21	254,500	9.75	464	5,660,312	122.11	1	23,719	0.41
	三芳	0	_ · , . · · · · · · · · · · · · · · · · ·		4	76,515	24.68	55	673,417	102.85	0	0	0.00
	壬生川	0	C	0.00	7	31,000	6.06	137	1,475,953	117.28		77,315	4.99
	丹 原	0	C	0.00	2	33,000	28.70	39	434,533	169.60		0	0.00
	小 松	0	C	0.00	5	36,000	22.98	83	932,885	123.67	0	0	0.00
	八幡浜	3	14,000	19.31	27	380,700	27.01	267	3,551,001	120.15	0	0	0.00
	矢 野 町	0	C		0	0	0.00	2	5,516	87.50	0	0	0.00
	大洲本町	0	C	0.00	3	17,000	12.19	64	424,388	90.89	0	0	0.00
	大 洲	1	3,000	5.49	10	190,500	19.41	228	2,862,015	96.32	3	62,639	2.14
	長 浜	0	C		1	1,500	0.31	63	968,715	94.79		0	0.00
	五十崎	0	C		0	0	0.00	65	815,962	109.16		0	0.00
	内 子	0	C		4	68,700	8.93	161	1,685,968	102.45		0	0.00
	川之石	0	C		2	40,000	16.33	42	351,314	110.09		0	0.00
	伊 方	0	0		1	10,000	13.70	22	147,676	103.65		0	0.00
	三崎	1	8,500		3	36,500	20.39	16	208,916	105.35	0	0	0.00
	三瓶	0	10.500		0	050,000	0.00	28	253,529	103.87	0	0	0.00
	宇和島	3	10,500		20	252,800	7.63	397	5,360,556	92.66		143,131	2.54
	城 南 卯 之 町	1 0	2,500		1 3	2,500 8,500	1.82	2 99	3,904 987,525	114.84	0	0	0.00
		1	5,000		7	32,800	47.19	84	774,108	114.36		0	0.00
	野村高山	0	5,000		1	5,000	8.93	19	208,413	139.45		0	0.00
	吉田		0		5	16,700	23.10	-		112.54		0	
	近永		0		4	49,500	14.54	84		100.61	0	0	0.00
	松丸		0		2	6,260	12.78		224,189	115.72		0	0.00
	岩松		19,500		8	107,500	59.23			95.64		0	0.00
	愛南		1,000		5	12,500	2.33			94.61		53,699	4.47
	富田		0		3	14,500	5.45			130.52		0	0.00
	古川		5,000		14	97,700	29.39			116.17		22,526	2.10
	牛 渕		C		3	6,200	3.44		466,827	121.66		0	0.00
	原 町		4,700		3	7,700	2.70		468,329	104.45		0	0.00
	日 高	0	C		0	0	0.00	9	108,374	91.06	0	0	0.00
	船木	0	C		0	0		2	60,000		0	0	0.00
	喜 多 川	0	C		1	3,500		1	3,442		0	0	0.00
	三津東		10,000		3	41,200	206.00		36,026	136.75	0	0	
	桑原	0	C	0.00	3	125,000	41.12			100.31	0	0	
	岡山南	0	C		1	30,000		2	53,550		0	0	0.00
	大 西		C		1	2,000	0.53		697,032	137.12	0	0	
	高 松		C		0	0	0.00			1,022.81	0	0	0.00
	新 宿		C		0	0	0.00		30,000	100.00		0	0.00
	徳 島		505 540		0	0		1	20,000		0	0	0.00
	計	93	505,510	6.94	715	9,904,069	14.56	11,062	141,384,362	114.16	47	668,876	0.46

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年9月分 (単位:千円)

日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	序 代弁率 (%) 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.
四国 松 山 の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(%) 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.
四国 松 山 の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0
松山南 0 0 0 0.00 0 0 0.00 0 0 0.00 22 367.028 120.61 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
今 治 0 0 0 0.00 4 39.000 20.74 31 383.442 146.52 0 0 0 0 八 幅 浜 1 5.000 18.52 2 25.000 7.74 46 688.566 120.30 0 0 0 0 0 0 0 3 64.000 11.32 80 950.806 120.30 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
八幡浜 1 5,000 18.52 2 25,000 7.74 46 688,565 120.30 0 0 0 回 平和 局 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0
宇和島 0 0 0.00 3 64.000 11.32 80 950.806 100.78 0 0 御 荘 0 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.3
御 荘 0 0 0 34.95 2 43.000 7.99 41 805.409 138.35 0 0 0 1	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.33
四国中央 1 36.000 34.95 2 43.000 7.99 41 805.409 138.35 0 0 0 高 私 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 0.000 1 100.00 0 0 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.3
宿 毛	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.3
高 松 口 の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.3
計	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.3
百十四 松 山 0 0 0.00 7 135,000 6.94 174 3,385,948 115.31 0 0 0	0.00 0.00 0.00 1.3 0.00
新居浜 0 0 0 0.00 6 110.000 8.61 103 2.065.997 127.16 0 0 0 0 0.00 三 島 0 0 0.00 2 32.000 4.62 73 901.418 107.63 0 0 0 0 0.00 3 114.000 13.64 98 1.470.312 131.29 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00 0.00 0.00 1.3
三 島	0.00 0.00 1.3 0.00
今 治 0 0 0 0.00 3 114,000 13.64 98 1.470,312 131.29 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00 1.3 0.00
西 条 1 5,000 8.77 3 7,000 0.62 105 1,437,384 114.28 3 19,239 観音寺 0 0 0 0 0 0 0.00 3 60,000 150,00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1.3 0.0
観音寺 0 0 0 0 0 0 0.00 3 60.000 150.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00
唱門 0 0 0 1 60.000 2 19.427 95.12 0 0 0	
域 西 0 0 0 1 60.000 1 5.000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00
豊 浜 0 0 0 1 5.000 1 5.000 0 0 0 19,404,861 120.01 3 19,239	0.0
計	0.0
阿波 松 山 0 0 0 0.00 2 255.000 1.50 127 2.676.611 122.46 0 0 0	0.0
藍(柱 0 0 0 0 0 0 1 28,500 191.95 0 0 0 回 門 1 20,000 1 20,000 3 62,146 138.10 0 0 0 回 計 1 20,000 13.79 3 45,000 2.69 131 2,767,257 123.23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.2
藍 住 0 0 0 0 0 0 1 28,500 191.95 0 0 0 回 門 1 20,000 1 20,000 3 62,146 138.10 0 0 0 0 13.79 3 45,000 2.69 131 2,767,257 123.23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0
門 刊 20,000 1 20,000 3 62,146 138.10 0 0 0 0 13.79 3 45,000 2.69 131 2,767,257 123.23 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00
計 1 20,000 13.79 3 45,000 2.69 131 2,767,257 123.23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0
広島 松 山 1 30,000 30.00 5 79,000 5.64 166 2,762,460 121.62 1 3,645 今 治 2 7,200 7.91 8 244,200 23.89 154 1,969,833 137.64 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0
今 治 2 7,200 7.91 8 244,200 23.89 154 1,969,833 137.64 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
伊予西条 0 0 0.00 4 30,000 2.80 121 1.437,395 108.89 1 6,638 新居浜 0 0 0.00 3 60,500 13.25 76 1.231,231 169.04 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.13
新居浜 0 0 0 0.00 3 60,500 13.25 76 1,231,231 169.04 0 0 0 1 1 10,000 7.66 4 52,000 21.59 72 552,606 128.12 0 0 0 1 1 1 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0
三島 1 10,000 7.66 4 52,000 21.59 72 552,606 128.12 0 0 川之江 0 0 0.00 0 0.00 30 451,448 98.49 0 0 西島 0 0 1 60,000 5 93,985 85.90 0 0 瀬戸田 0 0 0 0 1 28,500 0 0 木江 0 0 0 0 2 30,888 2,797.83 0 0 計 4 47,200 9.60 25 525,700 11.27 627 8,558,344 126.77 2 10,283	0.4
川之江 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0
西島 0 0	0.00
瀬 戸 田 0 0 0 0 0 0 1 28.500 0 0 0 木 江 0 0 0 0 0 0 2 30.888 2.797.83 0 0 0 11.27 627 8,558,344 126.77 2 10,283	0.00
木江 0 0 0 0 2 30,888 2,797.83 0 0 計 4 47,200 9.60 25 525,700 11.27 627 8,558,344 126.77 2 10,283	0.00
計 4 47,200 9.60 25 525,700 11.27 627 8,558,344 126.77 2 10,283	0.00
	0.00
he III > 1 0 00 0 105 000 7 74 115 0 001 664 111 04 0	0.1
中国 川之江 0 0 0.00 8 185,000 7.74 115 2,801,664 111.04 0 0	0.00
高松東 0 0 0 0 1 40,000 0 0	0.00
三原 0 0 0 0 1 20,000 0 0	0.00
計 0 0 0.00 8 185,000 7.74 117 2,861,664 113.42 0 0	0.0
山口 松 山 0	0.00
山口 松 山 0 0 0.00 1 25,000 3.94 53 1,159,680 109.05 0 0 9 3.94 50 1 50,000 166.67 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00
尾道 0 0 1 60,000 150.00 3 153,997 384.99 0 0	0.00
計 0 0 0.00 2 85,000 12.59 57 1,363,677 120.31 0 0	0.00
西日本 広 島 0 0 0 0 2 8,043 100.00 0 0	0.00
計 0 0 0 0 2 8,043 100.00 0 0	0.0
愛媛 本 店 7 210,000 46.15 35 977,000 20.34 571 8,755,161 110.89 0 0	0.0
中央市場 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
水産市場 0 0 0.00 3 28,000 18.89 17 192,852 107.31 0 0	
末広町 5 35,000 51.47 16 92,000 13.91 215 1,563,709 117.58 1 4,080	0.00
大街道 2 52,500 150.00 13 127,900 9.43 263 2,442,035 102.77 6 43,490	0.00
道後 1 5,000 11.04 10 55,200 5.66 155 1,620,972 112.90 1 11,786	0.00

[※]代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年9月分 (単位:千円)

				保		証	承	諾	1	保	証債務	浅 高	代	位 弁	済
店	舗	名	当	月	中	対前年 同月比	当	月 末	対前年 同月比	当	月 末	対前年 同月比	当	月 末	代弁率
			件数	金	額	同月比 (%)	件数	金 額	同月比 (%)	件数	金 額	问月比 (%)	件数	金 額	(%)
愛媛	本	町	2		8,000	5.22	19	187,500	22.81	220	1,749,697	111.85	0	0	0.00
	Ξ	津浜	3		15,000	9.40	22	242,700	22.66	187	1,722,026	112.21	1	2,245	0.13
	立	花	2		12,000	46.15	18	81,450	27.85	152	911,734	103.04	0	0	0.00
	久	米	6		39,000	116.42	28	327,000	28.07	217	1,904,004	102.73	0	0	0.00
	余	戸	2		6,500	7.39	19	107,000	9.55	224	2,093,054	110.19	0	0	0.00
	鴨	Ш	8		85,500	65.27	24	222,500	26.05	204	1,582,802	103.67	0	0	0.00
		央 通	2		13,300	73.89	12	130,300	22.11	153	1,511,302	116.21	0	0	0.00
	古	Ш	7		58,500	55.71	27	189,500	21.44	223	1,774,628	109.59	0	0	0.00
	桑	原	1		10,000	9.85	16	131,900	19.35	147	1,125,902	119.65		0	0.00
	森	松	4		20,000	27.97	23	347,500	22.88	259	2,837,154	109.70	0	0	0.00
			7		55,000	1,409.09	23	304,000	59.43	182	1,315,617	120.46		0	0.00
	石	井	6		29,000	22.57	19	332,000	26.02	257	2,556,845	104.58		0	0.00
	雄	郡	3		14,100	70.50	8	101,100	18.04	129	1,088,711	111.81	4	32,363	2.95
	重	信	2		8,000	36.36	14	48,620	6.84	148	945,683	92.09	0	0	0.00
	郡	中	1		3,000	6.45	9	81,000	13.55	134	1,263,509	105.69		0	0.00
	久	万	1		2,800	28.00	5	74,300	38.40	52	419,594	117.30		0	0.00
	北	条	5		32,000	120.75	17	90,600	16.73	166	1,253,271	109.64		1,116	0.09
	JII		2		30,000	34.29	5	52,000	6.98	134	1,442,678	105.35	1	1,575	0.11
	Ξ	島	4		38,000	17.72	6	63,000	5.51	155	1,712,777	105.73	0	0	0.00
		居浜	4		47,800	21.53	18	157,800	8.50	323	3,940,293	113.81	0	0	0.00
		居浜東	2		5,000	5.15	15	94,500	22.26	129	1,004,027	101.50		22,060	2.13
	泉]	0		0	0.00	9	52,600	11.33	127	840,550	105.23		0	0.00
	西	条	2		3,500	3.37	21	206,500	19.49	285	2,380,620	111.86		0	0.00
	氷	見	3		13,000	43.33	7	29,500	23.05	68	328,703	132.88		0	0.00
	壬		1		3,000	6.82	7	44,300	13.24	108	727,287	107.93		0	0.00
	丹	原	1		14,000	50.91	4	27,500	9.91	97	627,924	127.74	0	0	0.00
	今	治	4		5,000	2.61	13	113,500	7.58	353	2,613,439	101.03	0	0	0.00
	旭	町	1		1,000	3.03	19	193,500	14.45	248	2,096,441	102.29	-	55,054	2.53
	波		1		50,000	138.89	10	225,000	21.30	158	1,672,920	119.80		2,119	0.13
	伯	方	3		14,000	41.18	11	72,000	19.75	88	849,756	121.47	0	0	0.00
	弓	削	2		20,000	80.00	5	38,500	20.26	40	267,191	110.10		0	0.00
	菊	間	1		5,000		2	8,000	8.56	25	173,246	101.62		0	0.00
	吉	海	0		0,000	0.00	2	10,000	5.63	43	307,513	99.96		0	0.00
	長	浜	2		16,000	57.14	7	167,000	77.67	51	524,762	136.83		0	0.00
	内	子	4		17,500		10	158,500	54.28	104	735,907	114.70		0	0.00
	大	洲	2		6,970	7.79	16	122,470	17.67	217	1,813,886	105.86		0	0.00
		幡浜	3		26,500	86.89	10	61,500	10.03		1,552,672	106.72	-	0	
	Ξ	瓶	2		11,000		9	31,000	33.23	45	298,654	106.90		0	
		之石			10,000	66.67	3	13,000	23.42	20	152,438	96.93		0	
	野	村	2		15,000		9	86,500	46.38		599,932	143.30		0	
		之町	0		0		8	69,200	22.50		747,067	93.73		0	0.00
		ろかわ	0		0		1	10,000		2	13,224		0	0	
		和島	5		70,600		23	446,800	34.27	213	2,545,516	104.96	- 1	47,250	1.80
	近		1		5,000		5	72,000	17.17	95	851,721	107.18		0	0.00
	吉	田	4		25,000		10	80,000	26.85		499,838	111.89	-	0	0.00
	岩	松			0		5	29,000	62.37		157,040	120.06		0	0.00
	城	辺			61,000		10	108,000	43.62		652,118	121.14		0	0.00
		和島南	3		6,000		5	10,000	5.48		388,593	101.90		0	
		奈良	3		11,500		8	27,500	6.51		676,023	105.77		0	
		治東	0		0		9	101,500	63.44		502,861	149.02		0	
	湯	A	0		0	0.00	1	1,500	1.22	20	140,695	101.67		0	
		山駅前	1		5,000		6	35,740	21.09		341,939	127.35		0	
	味	生	1		10,000		8	59,000	56.35		227,051	100.20		0	0.00
	松	末			15,000		7	77,700	24.42		556,617	93.19		0	0.00
	中	萩			0		7	54,800	17.73		666,713	116.42		2,972	0.43
	日	高			46,000		17	190,000	61.69		821,781	135.62		15,309	1.84
		津浜東	0		40,000	0.00	2	17,000	16.27	25	122,996	129.36		0,009	
		午六米			U	U.00		11,000	10.27	20	122,330	123.00	U	0	U.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年9月分 (単位:千円)

	9月分											(単位	
	A-14 - 4-1	N//	保	証						残 高	<u></u> 什		済
店	舗 名	当	月中	対前年 一 同月比	当	月末	対前年 同月比	当	月末	対前年 同月比 (%)	当	月末	代弁率 (%)
222.4m		件数	金額	(%)	件数	金 額	(%)	件数	金額		件数	金 額 482	
愛媛	金生中之后		(0.00	2	11,000	3.05 2.84	138 68	757,154 589,177	94.77	1 0	482	0.06
					3	11,000					-	-	
	飯間川戸		20,000		2 7	23,300	35.41 8.32	43 89	200,669 710,708	132.91 106.08	0	0	0.00
				0.00	4	30,500 22,300	11.96	66	372,047	91.21	0	0	
	松前		20,000		10	78,000	12.57	130	1,216,056	112.70	0	0	
	姫 原			0.00	2	7,000	12.01	19	75,113		0	0	0.00
	中木)	1	10,000		1	9,751		0	0	
	土		15,000		7	40,200	14.33	96	639,388	117.26	0	0	0.00
	延 音		47,000		5	58,000	28.88	60	575,401	96.94	0	0	0.00
	来		15,000		11	82,350	16.04		1,142,719	112.62	0	0	0.00
	角里			0.00	0	02,000	0.00	1	2,784	139.20	0	0	0.00
	大 队)	0	0		3	9,583	61.07	0	0	
	ときれ)	0	0	0.00	6	21,286	357.15	0	0	
	坂出)	0	0		1	9,048		0	0	
	計	168			784	8,070,630	18.97	9,493	83,719,676	109.26	25	241,901	0.28
	PI	100	1,010,010	00.00	701	0,010,000	10.07	0,100	00,710,070	100.20	20	211,001	0.20
高知	松 凵	1	10,000	11.76	4	138,000	42.46	47	760,940	130.46	0	0	0.00
	今 治			0.00	1	30,000	4.14	67	908,899	113.42	0	0	0.00
	新居湯	ŧ 1	3,900	4.59	12	163,400	26.42	88	1,070,719	151.53	0	0	0.00
	八幡湖	€ 0	(0.00	2	65,000	36.31	27	278,593	107.28	0	0	0.00
	宇和島	引 1	1,000	3.33	4	43,000	10.71	65	683,411	122.66	0	0	0.00
	城 说	□ 0	()	1	1,000	2.00	19	118,308	92.54	2	10,522	8.35
	宿	<u> </u>	()	1	1,000		1	920		0	0	0.00
	計	3	14,900	6.54	25	441,400	19.20	314	3,821,790	125.89	2	10,522	0.27
/ I -	-			0.00		0.000	0.40		4 400 540	407.50			0.00
徳島大正			,	0.00	1	3,000	0.42	77	1,432,548	137.59	0	0	
	今 治		1,000		14	186,000	35.33		1,373,929		0	0	
	池日	0		0.54	0	100 000	15 10	2	24,300	481.76	0	0 0	
	計	I	1,000	0.54	15	189,000	15.19	226	2,830,777	135.18	0	U	0.00
香川	松 凵	1 2	8,000	3.38	40	1,015,000	47.91	282	4,370,081	120.56	0	0	0.00
	松山西		6,000		8	35,500	4.51	123	1,790,717	112.64	0	0	0.00
	今 治	1	1,000	1.96	23	355,500	24.72	243	2,938,472	126.93		0	0.00
	西 翁	€ 2									0	0	0.00
	新居涯		16,500	12.50	9	138,900	15.11	123	1,729,191	127.57	0	0	
	利力が			12.50	9			123		127.57			0.00
	三島	€ 0 € 1		0.00		138,900	15.11	123	1,729,191	127.57 134.22	0	0	0.00
	三点	0 1 0	12,000	0.00 7.79 0.00	9	138,900 179,000 92,500 70,000	15.11 8.00 9.51 6.38	123 267 113 158	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243	127.57 134.22 124.92 118.71	0 2	0 3,846	0.00 0.10 0.00 0.00
	三 川 之 大 沙	0 1 1 0 1 4	12,000 (17,500	0.00 7.79 0.00 87.50	9 12	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59	123 267 113 158 123	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51	0 2 0	0 3,846 0 0	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00
	三月之元大一州八幡沿	0 1 1 0 1 4 1	12,000 (17,500 1,000	0.00 7.79 0.00 87.50 9.43	9 12 7	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47	123 267 113 158 123 51	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53	0 2 0 0	0 3,846 0	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00
	三	ま 0 計 1 に 0 N 4 ま 1	12,000 (17,500 1,000 31,000	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27	9 12 7 8	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45	123 267 113 158 123 51	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72	0 2 0 0 0 0	0 3,846 0 0 0 0	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩	日 0 1 1 0 0 M 4 1 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	12,000 (17,500 1,000 31,000	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 0 38.27	9 12 7 8 3 5	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47	123 267 113 158 123 51 116	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96	0 2 0 0 0	0 3,846 0 0 0 0	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩 観 記 表 記 表 記 記 派 派 愿 起 和 表 司 专 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	12,000 (17,500 1,000 31,000	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27 0	9 12 7 8 3 5	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19	123 267 113 158 123 51 116 17	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72	0 2 0 0 0 0 0	0 3,846 0 0 0 0 0	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩	日 0 1 1 0 0 M 4 1 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	12,000 (17,500 1,000 31,000	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27 0	9 12 7 8 3 5	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45	123 267 113 158 123 51 116 17	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72	0 2 0 0 0 0	0 3,846 0 0 0 0 0	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
もみじ	三川大八宇岩観計	章 0 1 1 1 0 N 4 4 1 3 3 3 0 0 0 1 7	12,000 (17,500 1,000 31,000 (193,000	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27 0 8.44	9 12 7 8 3 5 1 0	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000 0 2,032,700	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77	0 2 0 0 0 0 0 0	0 3,846 0 0 0 0 0 0 0 3,846	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
もみじ	三川大八宇岩 観 記 表 記 表 記 記 派 派 愿 起 和 表 司 专 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司	章 0 1 1 1 0 N 4 4 1 3 3 3 0 0 0 1 7	12,000 17,500 1,000 31,000 (93,000	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27 0	9 12 7 8 3 5	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19	123 267 113 158 123 51 116 17	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77	0 2 0 0 0 0 0	0 3,846 0 0 0 0 0	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩観 因 計 計 計	年 1 1 0 0 4 1 1 3 3 3 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12,000 17,500 1,000 31,000 (0 93,000	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27 0 8.44	9 12 7 8 3 5 1 0 125	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000 0 2,032,700	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19 	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77 100.00	0 2 0 0 0 0 0 0 0 2	3,846 0 0 0 0 0 0 0 3,846	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
もみじ愛媛信仰		年 0 1 1 0 0 4 4 1 1 3 3 0 0 0 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	12,000 17,500 1,000 31,000 93,000	0.00 7.79 0.00 87.50 9.43 38.27 0.8.44	9 12 7 8 3 5 1 0 125 0	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000 0 2,032,700	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19 18.70	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169 10,000 10,000	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77 100.00 100.00	0 2 0 0 0 0 0 0 0 2	3,846 0 0 0 0 0 0 0 3,846	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩観 因 本城三川大八宇岩観 因 本城	長 0 1 1 0 0 0 17 17 5 0 0 0 5 5 0 0 0 1 5 0 0 0 1 5 0 0 0 1 5 0 0 0 1 5 0 0 0 1 5 0 0 0 0	12,000 17,500 1,000 31,000 93,000	0.00 7.79 0.00 87.50 9.43 38.27 0.8.44	9 12 7 8 3 5 1 0 125 0 0	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 0 2,032,700 0 195,500 1,000	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19 18.70	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169 10,000 10,000 1,840,729 407,079	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77 100.00 100.00	0 2 0 0 0 0 0 0 0 2	3,846 0 0 0 0 0 0 3,846	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩観 因 本城松 之 幡和 音計 計 山 山 本 山	長 0 1 1 0 0 4 4 1 1 3 3 3 3 4 0 0 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	12,000 17,500 1,000 31,000 (0 93,000	0.00 7.79 0.00 87.50 9.43 38.27 0.0 8.44 1.08 0.00 0.00 3.97	9 12 7 8 3 5 1 0 125 0 34 1 15	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000 0 2,032,700 0 195,500 1,000 188,500	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19 18.70 17.47 0.38 24.06	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169 10,000 10,000 1,840,729 407,079 1,186,951	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77 100.00 100.00 124.88 103.90 131.10	0 2 0 0 0 0 0 0 0 2 2	3.846 0 0 0 0 0 0 3,846	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
		長 0 1 1 0 4 4 1 1 3 3 3 3 4 0 0 177 177 177 177 177 177 177 177 177	12,000 17,500 1,000 31,000 (0 93,000 (1 18,000 (2,500 6,000	0.00 7.79 0.00 87.50 9.43 38.27 0.0 8.44 1.08 0.00 3.97 85.71	9 12 7 8 3 5 1 0 125 0 0 34 1 15 15	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000 0 2,032,700 0 195,500 1,000 188,500 109,500	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19 18.70 17.47 0.38 24.06 67.68	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617 1 264 70 129 80	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169 10,000 10,000 1,840,729 407,079 1,186,951 337,383	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77 100.00 104.88 103.90 131.10 124.32	0 2 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0	3,846 0 0 0 0 0 0 3,846	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩観 因 本城松道東 之 幡和 音計 計 中 本 山 環 車 紀東 中 後	長 0 1 1 1 0 0 4 4 1 1 3 3 3 3 0 0 17 17 17 17 17 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 2 2 2 2	12,000 17,500 1,000 31,000 93,000 (0 18,000 (1,000 6,000	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27 0 8.44 11.08 0 0.00 3.97 85.71 8.05	9 12 7 8 3 5 1 0 125 0 0 34 1 15 15	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000 0 2,032,700 0 195,500 1,000 188,500 109,500 149,300	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19 18.70 17.47 0.38 24.06 67.68 30.17	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617 1 264 70 129 80 134	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169 10,000 1,840,729 407,079 1,186,951 337,383 846,138	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77 100.00 100.00 124.88 103.90 131.10 124.32 118.90	0 2 0 0 0 0 0 0 0 2 2	3.846 0 0 0 0 0 0 3,846	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩観 因 本城松道東久 之 幡和 音計 計 山 環 上 京田後本村	長 0 1 1 0 4 4 1 1 元 3 3 3 0 0 0 177 177 17	12,000 17,500 1,000 31,000 () 93,000 () () () () () () () () () ()	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27 0 8.44 11.08 0.00 3.97 8.05 36.94	9 12 7 8 3 5 1 0 125 0 0 34 1 15 15 15 17	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 12,000 0 2,032,700 1,000 188,500 109,500 149,300 94,150	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19 18.70 17.47 0.38 24.06 67.68 30.17 11.09	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617 1 264 70 129 80 134 213	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169 10,000 1,840,729 407,079 1,186,951 337,383 846,138 1,493,079	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77 100.00 104.88 103.90 131.10 124.32 118.90 89.49	0 2 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0	3,846 0 0 0 0 0 0 3,846 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.00 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
	三川大八宇岩観 因 本城松道東 之 幡和 音計 計 中 本 山 環 車 紀東 中 後	長 0 1 1 1 0 0 4 4 1 1 元 3 3 0 0 0 177 177 17	12,000 17,500 1,000 31,000 () 93,000 () () () () () () () () () ()	0 0.00 7.79 0 0.00 87.50 9.43 38.27 0 8.44 0 11.08 0 0.00 3.97 8.05 0 36.94 15.79	9 12 7 8 3 5 1 0 125 0 0 34 1 15 15	138,900 179,000 92,500 70,000 87,000 6,300 41,000 0 2,032,700 0 0 195,500 1,000 188,500 109,500 149,300 94,150 131,400	15.11 8.00 9.51 6.38 21.59 2.47 7.45 13.19 18.70 17.47 0.38 24.06 67.68 30.17	123 267 113 158 123 51 116 17 1 1,617 1 264 70 129 80 134 213 132	1,729,191 3,865,799 1,463,734 1,924,243 1,199,205 357,122 1,203,230 158,650 1,724 21,002,169 10,000 1,840,729 407,079 1,186,951 337,383 846,138 1,493,079 777,020	127.57 134.22 124.92 118.71 103.51 92.53 109.72 83.96 95.72 120.77 100.00 104.88 103.90 131.10 124.32 118.90 89.49 114.54	0 2 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0	3.846 0 0 0 0 0 0 3,846	0.000 0.10 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000

[※]代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年9月分 (単位:千円)

				保		証	承	: 諾	i	保	証債務	浅高	代	位 弁	済
店	舗	名	当	月	中	対前年 同月比	当	月 末	対前年 同月比	当	月 末	対前年 同月比	当	月 末	代弁率
			件数	金	額	同月比 (%)	件数	金 額	同月比 (%)	件数	金額	同月比 (%)	件数	金 額	(%)
愛媛信』	用 石	井	2		4,360	1.82	19	119,660	16.70	177	1,563,189	139.63	0	0	0.00
	<u> </u>	井	3		20,650	79.42	9	54,600	16.22	100	529,177	96.84	0	0	0.00
	斉	院	2		8,500	40.48	17	110,500	41.86	107	632,041	139.39	0	0	0.00
	立	花	0		0		0	0	0.00	7	19,506	26.09	0	0	0.00
	砥	部	3		50,600	133.16	12	109,900	24.66	115	771,214	106.84	0	0	0.00
	横	河 原	1		1,500	2.04	6	26,000	8.98	87	399,317	135.22	0	0	0.00
	久	万	0		0	0.00	3	18,600	20.95	35	177,628	114.65	0	0	0.00
	今	治	7		40,500	16.77	27	212,700	15.97	342	2,578,070	97.95	0	0	0.00
		盤町	0		0	0.00	8	87,000	25.07	129	675,416	124.35	0	0	0.00
	鳥	生	1		5,000	29.41	6	111,500	32.92	109	871,828	103.82	0	0	0.00
	波		0		0	0.00	7	38,000	17.07	108	1,090,386	134.07	0	0	0.00
		田村	1		1,000	2.38	12	98,000	23.82	142	874,153	117.21	0	0	0.00
		生川	1		1,000	1.27	17	188,200	40.89	142	1,097,874	140.12	1	2,366	0.21
	丹	原	1		1,500	5.17	5	58,000	17.26	54	497,742	130.12	0	0	0.00
	菊	間	0		0	0.00	6	12,300	6.54	38	223,612	93.57	0	0	0.00
	大	西	2		18,000	171.43	6	96,500	39.88	73	501,745	117.32	1	1,996	0.39
	八		5		35,500	74.74	22	97,850	16.47	173	946,796	101.93	0	0	0.00
	大	洲	2		10,000	8.93	8	29,875	8.26	99	623,820	110.56		2,661	0.42
	野	村	1		1,500		5	26,500	49.07	27	135,242	138.85	0	0	0.00
	宮	西	5		12,500	833.33	16	50,100	23.14	65	332,925	116.51	0	0	0.00
		治立花	2		4,000		4	6,000	42.86	25	80,588	198.78		0	0.00
		生田	1		4,000	10.05	8	49,000	12.77	113	716,811	130.00		0	
	711	上 内	3		27,000		7	37,500	9.75	54	662,235	94.02	0	0	
		ベ中央	2		26,150	64.89	13	83,750	35.29	125	501,101	115.80	-	0	
	垣	生	1		3,500	6.60	12	38,400	15.37	87	569,360	123.82	0	0	0.00
	雄	郡	4		23,200	34.12	15	72,150	9.75	166	924,177	91.89	-	0	0.00
	和	泉	2		9,900	18.07	17	75,500	18.86	144	819,770	121.04	0	0	0.00
	港	南	0		0,000	0.00	1	2,000	2.20	17	203,907	129.52	0	0	0.00
	郡	中	4		18,800	54.97	14	130,300	36.37	131	703,399	124.51	0	0	0.00
	松	前	2		3,000	6.38	4	9,000	4.13	56	375,226	123.93	0	0	0.00
	北	条	1		5,000	15.15	21	97,720	29.83	93	439,811	116.52	0	0	0.00
	溝	辺	3		8,100	34.47	14	81,200	31.84	96	433,641	112.35	-	0	0.00
	Ξ	津浜	5		16,500	22.95	25	90,500	25.55	129	730,465	123.96		0	0.00
	味	生	1		10,000	33.33	9	43,200	30.00	54	266,116	121.36		0	0.00
	西	条	5		35,000	101.45	16	118,300	33.99	132	888,993	114.58	0	0	0.00
		居浜	3		8,000	11.59	15	63,900	15.30	160	909,379	102.17	0	0	0.00
	き		2		28,000	153.01	26	155,510	27.18	154	922,251	117.44	-	0	
	中	萩	3		5,000	6.45	13	33,930	8.12	125	663,663	116.34		0	0.00
	Ė	島	1		2,000	3.77	8	30,400	11.28	83	547,427	125.51		0	0.00
		之江	1		5,000	62.50	12	32,500	8.22	108	509,770	98.43		0	0.00
		計	108	5	57,260	23.24	611	3,780,495	19.97	5,411	34,617,906	113.78		14,262	0.04
								, ,							
川之江	本	店	1		7,000	6.80	1	7,000	1.13	77	935,485	99.86	0	0	0.00
	上	分	1		2,000	1.84	3	12,000	3.00	70	663,422	119.31	0	0	0.00
	Ξ	島	0		0	0.00	0	0	0.00	34	409,842	123.69		0	0.00
		南	3		46,000	68.66	8	91,500	18.89	78	856,354	122.95	0	0	0.00
		東	2		7,000		3	8,500	8.46	35	200,595	129.77	0	0	0.00
		西	1		700	7.00	3	11,700	3.90	71	576,392	111.64	0	0	0.00
		計	8		62,700	20.32	18	130,700	6.06	365	3,642,090	114.12	0	0	0.00
東予信		店	2		35,000		9	58,500	16.52	94	656,678	115.72		0	
	泉	Ш	0		0	0.00	4	7,900	4.31	57	326,498	126.82		0	
	Ш	東	1		25,000	33.78	5	40,500	8.73		916,252	119.44		0	
	Ξ	島	4		13,600		6	15,500	4.46	75	419,543	88.13		0	
	寒	Ш	2		8,000		3	11,000	2.95	101	430,739	92.76	0	0	0.00
	西	条	2		9,000	56.25	8	46,300	19.20		416,852	127.17	0	0	0.00
	小	松	0		0	0.00	8	24,500	12.32	71	357,769	128.09	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年9月分 (単位:千円)

2021年9	月分 												::千円)
			保	証	7					残高	<u></u>		済
店	舗 名	当	月 中	対前年 同月比	当	月末	対前年 同月比 (%)	当	月末	対前年 同月比 (%)	当	月 末	代弁率
		件数	金 額	(%)	件数	金 額	(%)	件数	金 額	(%)	件数	金 額	(%)
東予信用		0	0		0	0	0.00	37	182,758		0	0	0.00
	喜 多 川	0	0		1	2,000	4.06	20			0	0	0.00
	新居浜駅	0	0		4	57,070	25.51	52	356,108	128.99	0	0	0.00
	計	11	90,600	26.79	48	263,270	10.61	695	4,126,870	117.06	0	0	0.00
宇和島	本 店	2	9,000		23	125,000	39.87	241	1,086,614	117.94	0	0	0.00
	恵美須町	0	0		20	76,000	16.44	183	1,079,727	129.23	0	0	0.00
	新 橋	2	4,500		12	66,500	48.97	105			0	0	0.00
	城 南	0	0		2	5,500	35.95	36	85,812	92.86	0	0	0.00
	来	2	70,000		10	97,617	83.58				0	0	0.00
	泉町	2	10,000		5	16,500	28.11	60		113.95	0	0	0.00
	吉 田	2	4,300		12	26,440	35.97	72		111.56	0	0	0.00
	南宇和		11,000		11	35,500	12.93			107.94	0	0	0.00
	三間	2	21,000		5	36,000	107.62	40		89.53	2	2,490	2.18
	卯之町	3	11,000		15	57,600	90.42	76		155.47	0	0	0.00
	計	19	140,800	41.83	115	542,657	35.06	1,008	4,659,367	120.62	2	2,490	0.05
観音寺	四国中央	0	0		2	15,000	1.39		2,084,718		0	0	0.00
	本 店	0	0		0	0	0.00		40,000		0	0	0.00
	計	0	0	0.00	2	15,000	1.34	182	2,124,718	119.01	0	0	0.00
			_		_								
商工中金		0	0		2	106,800		25		144.06	0	0	0.00
	計	0	0		2	106,800		25	225,613	133.01	0	0	0.00
									04.540	70.00			0.00
県信連	本 所		0		0	0		2	24,549		0	0	0.00
	計	0	0		0	0		2	24,549	78.03	0	0	0.00
334 em 1+	W155+#	0			0	0	0.00		0.005	444.45	0	0	0.00
甲一農協	愛媛南農	0	0		0	0	0.00		9,095		0	0	0.00
	西宇和農	0	0		0	0	0.00		3,760	90.25	0	0	0.00
	越智今農	0	0		0	0	0.00				0	0	0.00
	中央農協	0	0		0	0		1	842	33.33	0	0	0.00
	たいき農	0	0		0	0		1	603	00.50	0	0	0.00
	計	0	0	0.00	0	0	0.00	13	17,455	90.52	0	0	0.00
朝銀西	愛 媛	0	0		1	8,000		1	8,000		0	0	0.00
料或四	変 媛	0	0		1	8,000		1			0	0	0.00
	ēΙ	U	U		Į.	0,000			0,000		U	U	0.00
総合計		436	3,128,040	17 30	2,540	27,103,921	15 94	32 305	333,067,562	114.26	88	971,419	0.29
WOHPI		100	0,120,010	17.00	2,010	21,100,021	10.01	02,000	000,001,002	1111.20	00	071,110	0.20
		•											

[※]代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

融資保証制度一覧

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧下さい。

1. 一般保証(※別枠保証併用制度も含む)

①一般・提携及び統一制度

(2021年9月30日現在)

		制度名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
	1	普 通 保 証	中小企業者	運転	個人·会社 ・特定非営利活動法人 28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
	·			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
_	2	 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	徴求しない	
		10 33 3. H M	3. M K E X I	設備	·特定非営利活動法人 2,000	7年以内	徴求しない	
般	3		 	運転	個人·会社·組合 ・特定非営利活動法人 50	3 年以内	原則として徴求しない	
				設備	· 付处升呂利/山對/広八		必要に応じ徴求	
保	4	風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の	7年以内	必要に応じ徴求	
				DX Im	貸付金額以内		必要に応じ徴求	
証	5	手形(でんさい)割引根保証	中小企業者	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000	2年以内	必要に応じ徴求	
					組 合 48,000		必要に応じ徴求	
	6	手 形 貸 付 根 保 証	中小企業者	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
						75.14	徴求しない	
	7	中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人·会社·組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以 内。また、経営安定関連保 証を併用する場合は10年 以内)	原則として徴求しない (法人は原則として代表をのみで まするが、申込人が希望し、協会 における保証料率区分が第7区分 から第9区分の場合に限り不要)	
	8	小口連携保証	県内に住所を有し、保証対象業種に属す る事業を営む会社・個人(確定申告先)	運転	運転については月商の 2 ヶ月が 上限 500	5年以内	徴求しない	
		(ト ラ イ ア ン グ ル 1000)	で商工団体が推薦する先であり、所定の 資格要件を満たす先	設備	※所定の資格要件を満たす先については 1,000	7年以内	原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
提	9	優 良 ラ ン ク 保 証	県内に本店を有し、経営内容が良好であ り、かつ今後も経営の向上が見込まれる	運転	会社 (医療法 左合士) 5,000	15 年以内	徴求しない	
	Ĺ	(バリュー 5000)	会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	214	(医療法人を含む) 3,000	.0 1 5/13	原則代表者1名	
	10	優良ランク保証 II (グッド 3000)	県内に本店を有し、小規模であるが財務 内容が健全な会社及び医療法人で、所定	運転	 会社 (医療法人を含む) 3,000	15 年以内	徴求しない	
携		()	の資格要件を満たす先				原則代表者1名	
	11	優 良 ラ ン ク 保 証 Ⅲ (ファ イ ン 1000)	県内に事業所を有し、財務内容が健全な 個人事業者で、所定の資格要件を満たす 先	運転	個人 1,000	15 年以内	徴求しない	
							原則として徴求しない 	
保	12	地域産業応援保証(すごサポ)	愛媛県が作成するデータベース(「スゴ技」 「すご味」「すごモノ」「スゴ Ven.」)に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	10 年以内 (但し、一括返済は 1 年以内。)	原則代表者1名	
				VIII+-	WEOK 131902 27/30 EM	10 年以内		
	13	事業成長支援保証している。	中小企業者	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 2,000	(但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求	
証		() M 2 0 0 0)		設備	※但し、既保証残高を含む	15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	原則代表者1名	
	14	ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、一般社団法人せと	運転	個人・会社・組合	10 年以内	必要に応じ徴求	
		(せ と う ち 保 証)	うち観光推進機構による推薦を受けている中小企業者	設備	・特定非営利活動法人 5,000		原則代表者1名	
	15	※A 創業フォローアップ保証 (セ カ ン ド)	「愛媛県中小企業振興資金融資制度保証 要綱に規定する新事業創出支援資金」を 利用している(過去に利用した)先で、 創業後5年末満の個人又は会社	運転設備	個人・会社 3,500 (但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して3,500が限度)	10 年以内 (但し、愛媛県制度を併用する 場合は運転資金7年以内)	徴求しない	
			- CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR				(法人は代表者のみ徴求)	

		制度名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
	16	税 理 士 会 連 携 保 証 (ショートサポート 3000)	中小企業者	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	1年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
提携	17	税 理 士 会 連 携 保 証 (ロングサポート 3000)	中小企業者	運転設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、運転資金は月商の2ヶ月が上限	15 年以内 (但し、一括返済は 1 年以内。)	原則徴求しない 原則代表者1名
保証	18	超 長 期 借 換 保 証 (スーパーランディング 20)	中小企業者	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 20,000	20 年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	19	財務体質強靱化保証(ホールド5000)	中小企業者	運転	個人 (青色申告) · 会社·組合 5,000 · 特定非営利活動法人	3年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	20	事業者カードローン当座貸越根保証	中小企業者	運転設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない必要に応じ徴求
	21	当座貸越(貸付専用型)根 保証	中小企業者	運転設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5.000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求
全				運転		3年以上10年以内	原則として徴求
	22	長期経営資金保証	中 小 企 業 者	設備	個人·会社 20,000	3年以上20年以内	必要に応じ徴求
国	23	予 約 保 証	中 小 企 業 者 (但し、対象外要件あり)	運転 設備 (※旧債 決済資金は 対象外)	2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用する場合は、合計で 500 までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保証制度を利用する場合は7年以内(運転資金については5年以内さする) ・2個別のとする) ・36月保証書の有効期間は365日	必要に応じ徴求 徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
			小規模企業者	運転	2,000	5年以内	原則不要
統	24	小 口 零 細 企 業 保 証 	※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
496				運転		5年以内	必要に応じ徴求
	25	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の 支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並 びに計画の実行及び進捗の報告を行う中	設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000 	7年以内	
			小企業者	借換	組 合 48,000	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
_	26	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金の残 高があり、その全部又は一部について返 済条件の緩和を行っているもので、金融 機関及び認定経営革新等支援機関の支援 を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに	運転設備	- 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	15 年以內	必要に応じ徴求
			計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	借換	1 組 合 48,000		
保証	27	財務要件型無保証人保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1)総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自 已資本比率 20%以上又は納資産6年 2.0 倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率 10%以 上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ 20億以上) (2)総資産額3億円以上5億円未満かつ(自 三資本比率 20%以上又は純資産6年、15倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率 10%以 上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ 15億以上) (3)総資産額5億円以上かつ(自己資本上、 (4)1000以上又は・15円以上かつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円以上かりつ(自己資本上、 (5)100以上又は・15円は・15円によりの(自己) (5)100以上又は・15円によりの(自己) (5)100以上又は・15円によりの(自己) (5)100以上又は・15円によりの(自己) (5)100以上又は・15円によりの(自己) (5)100以上又は・15円によりの(自己) (5)100以上又は・15円によりの(自己) (5)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上又は・15円によりの(自己) (6)100以上、15円によりの(自己) (6)100以上、15円によりの(自己) (6)100以上、15円によりの(自己) (6)100以上、15円によりの(自己) (6)100以上、15円によ	運転設備	会社 ·特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	-括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転:7年以内 設備:10年以内	必要に応じ徴求
	28	事業承継サポート保証	率15%以上又は純資産倍率1.6億以上)かつ(使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ1.0億以上) 事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている持株会社で、保証制度要綱に規定する資格要件を満たす先	事業承継 計画の実 施に必要 な資金	持株会社 28,000	15 年以内	必要に応じ徴求原則法人代表者

			制	度	₹	名				対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
全	29	自	主	廃	業	支	援	保	証	現在事業を行っている中小企業者であって、 以下の要件を全て満たす先 (1) 事業競争や経営者交代等による事業継続 が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決身が実質的に債務起過でなく、完 済が求められる債務について事業清算により	廃業計画 の実施に 必要な	個人・会社・組合	1 年以内 かつ、終期は	必要に応じ徴求
国										がかないされる様がについて事業内容により 完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等により合意に至っ た廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の 報告を行うもの。	必要な	・特定非営利活動法人 3,000	解散予定日より前	原則法人代表者
統一	30	事	業	承	継	特	別	保	証	次の(1) 又は(2) に該当し、かつ(3) に該当する中小企業者(1) 3年以内に事業承継を予定する法人(2) 2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの(3) 次の①一④までに定める全ての要件を満たすこと	運転設備	会社 ·特定非営利活動法人 28,000	一括返済の場合 1年以内	必要に応じ徴求
保										に対している信人会がないこと ② E B I T D A 有利子負債倍率が 10 倍以内であること ③ 広		組 合 48,000	分割返済の場合 10 年以内	徴求しない
証	31	伴	走	支	援	型 株	手 別	保	証	経営行動に係る計画を策定し、以下のい すれかの要件を満たす中小企業者。 ①特定中小企業者 (4号) ②特定中小企業者 (5号) ③特例中小企業者	運転設備	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 4,000	10 年以内	必要に応じ徴求 原則として、法人代表者 以外は徴求しない

② 県制度(愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

			制	度	名			対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
	32	_		般		資	金	中小企業者	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 5,000	7年以内	 必要に応じ徴求
経	UZ			ΧĽ		Ħ.	312	中 小 正 未 日	設備	※組合転貸の場合は、1 組合員あたり 1 中小企業者の限度額	10 年以内	必要に応じ徴求
営	33	建	設	産業	€ 短	期資	金	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者	運転	 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	1年以内	必要に応じ徴求
安	33	廷	設	庄 オ	₹ №	州貝	₩.	及び特定中小企業者(※1)	建拟	※但し、工事代金など返済財源を特定したものに限る	1 +Wry	必要に応じ徴求
定資	34	小				資	金	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 。 。 。	7年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は5年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない)
金	34	,,,		Ц		貝	址	ては、小規模企業者であって、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている者)	設備	·特定非営利活動法人 2.000	10年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は7年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない)
	35	短		期		資	金	中 小 企 業 者	運転	知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
36	小		零	細	企	業資	金	小_規模企業者	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要
30	۱,۱	Н	令	和山	ΙΈ	まり はんしゅうしゅう はいかい はいかい はいかい はいかい かいかい かいかい かいかい かいか	並	※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	設備	(根保証においては融資極度額) との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
37		経	堂	指	道	. 特	例	小規模企業者 ※但U、中小企業信用保険法	運転	個人・会社・組合 2,000 **但し、既存の保証協会の保証付融資残高	5年以内	原則不要
31		桃生	Ā	扫	₹	• 1	נילו	第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	設備	(根保証においては融資極度額) との合計で 2.000 の範囲内となる新規の保証に限る	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
38	=	- I	, -,	:	· 举:	支 援 資	소	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求
30		1 D		У II	- 木,	文 16 貝	3IE	又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者等	設備	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 10,000	10 年以内 (一部 7 年以内)	必要に応じ徴求

			制度	2	3			対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
新	39	創	業	関	連	資	金	創業等を行おうとする個人及び会社並 びに創業等を行った個人及び会社で事	運転	個人·会社 3,500	7年以内	徴求しない
事	39	启」	未	 关 	進	貝	並	業を開始(会社を設立)した日以後 5 年を経過していない中小企業者	設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して 3.500 が限度	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
業	40	再	排 戦	支	援	資	金	過去に経営状況の悪化により事業を廃 業もしくは会社を解散した経験を有す る者で、当該事業廃止の日もしくは会	運転	個人·会社 3,500	7年以内	徴求しない
創	40		170 1 2		1/2	Ŗ —	312	社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して 3.500 が限度	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
出	事	業	承	継	資	金	枠					
支		41	事業	重 承	継	資	金	県内で 新たに事業承継する	運転	個人·会社·組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
援		41	尹未	- 子	和工	貝	₩.	中小企業者	設備	個人·会社·組合 10,000	10 年以内	必要に応じ徴求
資金		42	事業	-Z. (III	Ŀ #± I		4	県内で新たに事業承継する 中小企業者であって 全国統一制度の	運転 借換	個人·会社·組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
		42	争未	承 和	· 行 .	別 貝	並	主国机一向及の 事業承継特別保証を利用して 事業承継を図る者	設備	個人·会社·組合 10,000	10 年以内	必要に応じ徴求
								特定中小企業者(※1) 又は	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	7年以内 (但し、経営力強化保証を	必要に応じ徴求
43	竪:	急 経	済 対 領	6 特 5	別支	接資	金	特例中小企業者(※2) 又は		※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	利用する場合は5年以内)	必要に応じ徴求
)()		<i></i>	14 13 /			-	中小企業者 又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	借換	個人·会社 ·特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000	10 年以内	必要に応じ徴求
								利用する中小正未有		※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額		必要に応じ徴求
44	雇	用	促進	支	援	資	金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	7年以内	必要に応じ徴求
44	准	т	ル 		1反	貝	MZ.	pbたザ小止未有	設備	※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 保証対象者 12年以内)	必要に応じ徴求
45	災	害	関 連	対	策	資	金		3	災害等の発生の都度知事が定める	3	

③ 市町制度

	制度名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
46	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による (最長5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
47	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 と合算して、1,000 とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による (最長6年)	必要に応じ徴求
48	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市・西条市・四国 中央市のみ取扱)	特定中小企業者 (* 1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 及び中小企業緊急経営資金融資制度保証 と合算して、1,000とする	各市町の 融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求
49	中小企業季節資金融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による (最長 5 ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
50	中小企業設備近代化資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
51	小企業特別小口資金融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転設備	上限 200	5 年以内	徴 求 し な い 徴 求 し な い

2. 別枠保証

	制 度 名	対 象	資金	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
52	公害防止保証	中 小 企 業 者	設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 5,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
				組 合 10,000	(1979 20 7507 37	必要に応じ徴求
53	エネルギー対策保証	中 小 企 業 者	設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 20,000 組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求必要に応じ徴求
E4)는 hi +10 28 88 15 10 ET		運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
54	海 外 投 資 関 係 保 証 	中小企業者	設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
55	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人·会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
33	· - 	100 亿 中 小 丘 未 自	設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
56	経営安定関連保証(セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号~8号の認定を受けた特定 中小企業者	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000 ·(6号認定者)	10 年以内	必要に応じ徴求
	(下小正来自	設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 38,000 組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
57	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的に被害を 受けた中小企業者	運転設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
		中小企業信用保険法第2条第6項	運転	個人・会社		必要に応じ徴求
58	危機 関連 保証	の認定を受けた特例中小企業者	設備	·特定非営利活動法人 26,000 組 合 48,000	10 年以内	原則法人代表者
59	創業関連保証	創業等を行おうとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	個人・会社 3.500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して 3.500 が限度	10 年以内	徴求しない 徴求しない
60	再 挑 戦 支 援 保 証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転設備	個人・会社 3,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して 3,500 が限度	10 年以内	徴 求 し な い 徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業(破綻	※B 61 破 綻 金 融 機 関 等	認定中堅業者	運転	会 社 50,000	5年以内	徴 求 し な い (但し、10.000万円超の 保証の際は必要)
破綻金融機	関連特別保証		設備	※協調融資総額の8割を限度とする	7年以内	必要に応じ徴求
:金融機関等関連)特別保証		認 定 中 堅 業 者	運転	会 社 10,000	5年以内	徴求しない
特別保証	関連特別無担保保証	100 亿 千 主 未 日	設備	※協調融資総額の8割を限度とする	7年以内	必要に応じ徴求
	/// ch BB /5 /D =7	±± /// → .l. ∧ .₩ .±/	運転	個人・会社	10 年以内	必要に応じ徴求
63	災害関係保証	被災中小企業者	設備	· 特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
64	 労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
04	労・働・力・確・保・関・連・保・証	心 化 中 小 止 未 白	設備	特定組合 48,000	15 年以内	必要に応じ徴求
C.		到中中小人类型	≣n. I:++	個人・会社 28,000	15 ÆNÆ	必要に応じ徴求
65	中 小 小 売 商 業 関 連 保 証 	認定中小企業者	設備	特定組合 48,000	15 年以内	必要に応じ徴求
		認定一般社団法人		一般社団法人及び 20,000		必要に応じ徴求
66	商店街整備等支援関連保証	及び 一 般 財 団 法 人	設備	一般財団法人 28,000 一般財団法人 28,000	15 年以内	必要に応じ徴求
67	仁 纮 的 丁 芒 卫 士 極 眼 违 	認定一般社団法人	運転	一般社団法人及び 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
01	伝 統 的 工 芸 品 支 援 関 連 保 証 	及び 一般財団法人	設備	一般財団法人	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求

	制度名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
68	w * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	羽宁山小个类书	運転	個人·会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
00	地域伝統芸能等関連保証	認定中小企業者	設備	組 合 48,000	15年以内 (特別 20年以内)	- 必要に応じ徴求
00	***************		運転	個人·会社 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
69	流通業務総合効率化関連保証	認定中小企業者	設備	組 合 48,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
70	小規模事業者支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転	- 一般社団法人及び - 一般財団法人 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
		マは 特定非営利活動法人	設備	特定非営利活動法人	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
71	特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関	運転	商工会·都道府県商工会	10 年以内	必要に応じ徴求
	NETTERREDE	או או או אני אני א	設備	連合会・商工会議所等 20,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
72	※ D 地 域 産 業 資 源	認 定 中 小 企 業 者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
	活用事業関連保証		設備	組合 48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
73	 ※E 海 外 地 域 産 業 資 源	認 定 中 小 企 業 者 (但し、海外において地域産業資源活用	運転	個人·会社 40,000	5年以内	必要に応じ徴求
70	活用事業関連保証	事業〔需要の開拓に係るものに限る〕 を実施するものに限る)	設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
74	中心市街地商業等	認 定 中 小 企 業 者 特 定 中 小 企 業 者	運転	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財団	10 年以内	必要に応じ徴求
74	活性 化 関連 保証	又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	設備	法人を含む 組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
75	中心市街地商業等	特 定 中 小 企 業 者 又は認定一般社団法人	運転	個人·会社 56,000	10 年以内	必要に応じ徴求
75	活性化支援関連保証	及び一般財団法人	設備	※特定会社・一般社団法人及び一般財団 法人を含む	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
76	%F	.hh	運転	個人·会社 30,000	5年以内	必要に応じ徴求
76	特定 新技術事業 活動 関連保証	中小企業者	設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
77	* G	承認中小企業者	運転	個人·会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
.,	経営革新関連保証	外 m .10. 正 米 日	設備	組 合 48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
70	※H 思	羽中山小个类类	運転	個人·会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
78	異分野連携新事業分野開拓関連保証	認定中小企業者	設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
79	* I	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000 ·特定非営利活動法人(30,000)	10 年以内	必要に応じ徴求
13	周辺地域整備関連保証	此是中小正来有	設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
80	※J 中小企業特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者(株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己会社・会社・会社・会社・会社・会社・会社・会社・会社・会社・会社・会社・会社・会	運転設備	会 社 45.000 一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証と合計で50.000以内とする 一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証及び一括支払契約保証と合 計で100.000以内とする	2年以上 7年以内 (年単位)	徴 求 し な い (但し、20,000万円超の 保証の際は必要) 徴 求 し な い
81	*K	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000 (30,000)	10 年以内	必要に応じ徴求
01	特定研究開発等関連保証	m た T 小 正 未 自	設備	組 合 48.000 (60.000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求

	制度名	対 象	資金	保証限度額(ア () は普通・無担保保険以外		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
82	※ L 流動資産担保融資保証	流動資産(売掛債権・棚卸 資産)を担保として借り入	運転設備	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人	20,000	根保証:1年間 (更新可)	売掛債権、棚卸資 産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人 のみが対象)
	(A B L 保 証) 	れを行う中小企業者	12010			個別保証:1年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
83	※ M下請振興関連保証	振興事業を実施する 中小企業者	運転設備	個人·会社	48,000	5年以内	徴求しない(法人は代表 者のみ徴求) 8,000万円超の保証の際 は担保徴求する
		1.3.22382	12010	組合	68,000	7年以内	流動性担保保証を利用する場合 は、売掛債権に限り徴求する。
84	事 業 再 生 保 証 (D I P 保 証)	民事再生手続き又は会社更生手続き を申し立てた中小企業者であって、 再生/更生計画認可後3年を経過 していない者	運転設備	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人	20,000	10 年以内	必要に応じ徴求 徴 求 し な い (法人は代表者のみ領求)
85	※N 事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中 小企業再生支援協議会が関与する私	運転 設備 (経済産業省 令で定めら	個人・会社	28,000	3年以内	必要に応じ徴求
	(プ レ D I P 保 証) 	的整理手続中の中小企業者	れているも のに限る)	組合	48,000		徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
	*O	スタンドバイ信用状による海外現地	事業の振興に		00.000	4.50	必要に応じ徴求
86	特 定 信 用 状 関 連 保 証 (L C 保 証)	資金調達を行う中小企業者	必要な 資金	個人·会社·組合	20,000	1 年以内 	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
87	※ P 農 商 工 等 連 携 事 業	認定を受けた農商工等連携事業計画	運転	個人·会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8.000万円超は原則担保 徴求する)
01	農商工等連携事業関連保証	に従って農商工等連携事業を行う中 小企業者	設備	組合	48,000 (140,000)	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
88	農商工等連携支援	認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業	運転	 一般社団法人 及び一般財団法人、	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8.000万円超は原則担保 領求する)
	関 連 保 証	を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	設備	特定非営利活動法人		7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ領求)
89	経営承継関連保証	認定中小企業者	運転	個人·会社	28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
		(※組合、士法人は対象外)	設備		20,000	15 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
90	特定経営承継関連保証	認定中小企業者	運転	認定中小企業者	28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
		の代表者 	設備	の代表者個人		15 年以内	原則認定中小企業者
91	※Q 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人	100,000	1 年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴 求 し な い (法人は代表者のみ領求)
92	商店街活性化事業	認定を受けた商店街活性化事業計画 に従って商店街活性化事業を実施す	運転	個人·会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保 徴求する)
02	関 連 保 証	る商店街振興組合等(組合員、所属員を含む)	設備	組合	48,000	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
93	商店街活性 化支援	認定を受けた商店街活性化支援事業 計画に従って商店街活性化支援事業	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保 ^{徴求する)}
	関 連 保 証	を実施する認定商店街活性化支援事 業者	設備	特定非営利活動法人		7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
94	経営革新等支援	認定を受けて経営革新等支援業務を 実施する一般社団法人及び一般財団	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、	28,000	5年以內	必要に応じ徴求 (8.000万円超は原則担保 徴求する)
- 1	関連保証	法人又は特定非営利活動法人	設備	特定非営利活動法人		7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
95	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のう ち、情報提供業務を実施する一般社	運転	一般社団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
33	旧业及风头及民居休益	団法人又は一般財団法人	設備	及び一般財団法人	20,000	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
96	※ R 特 定 下 請 連 携 事 業	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う	運転	個人·会社	28,000 (40,000)	5年以内	 必要に応じ徴求
30	特 足 下 請 達 捞 争 亲 関 連 保 証	に使って、特定で請連携事業を行う 特定下請事業者	設備	組合	48,000 (60,000)	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)

	制度名	対 象	資金 使途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
97	事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した 再生計画等に従って事業再生を実行 中の中小企業者	運転 設備 (事業再生計 画の実施に 必要な資金)	個人·会社 28,000 組 合 48,000	15 年以内	必要に応じ徴求 徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
98	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した 再生計画等に従って事業再生を実行 中の中小企業者	運転 設備 (事業再生計 画の実施に 必要な資金)	個人・会社 28,000 組 合 48,000	15 年以内	必要に応じ徴求 原則として、法人代表 者以外は徴求しない
00	連携創業支援等	市町が策定し、主務大臣に認定を受 けた認定創業支援事業計画に従って	運転	一般社団法人	5年以内	必要に応じ徴求
99	関 連 保 証	市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	設備	付 及び一般財団法人、 28,000 特定非営利活動法人	7 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
100	地域産業資源活用支援	一般社団法人及び一般財団法人又は 特定非営利活動法人であって、認定	運転	- 般社団法人 - 及び一般財団法人、 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
100	関 連 保 証	を受けた地域産業資源活用支援事業 計画に従って地域産業資源活用支援 事業を行うもの	設備	及び一般財団法人、 28,000 特定非営利活動法人	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
101	*S	認定を受けた経営力向上計画に従っ て経営力向上に係る事業を実施する	運転	個人·会社 28,000 (60,000)	5 年以内	必要に応じ徴求
	経営 力 向 上 関 連 保 証	特定事業者	設備	組合 48,000 (120,000)	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
102	地域経済牽引事業	認定特定事業者	運転	 個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
	関 連 保 証		設備	組 合 48,000	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
103	地 域 経 済 牽 引 支 援 関 連 保 証	認定を受けた地域経済牽引支援機関 のうち、連携支援事業を実施する一	運転	 一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5 年以内	必要に応じ徴求
	以 连 休 証	般社団法人又は一般財団法人	設備	及0一般射凹/宏八	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
104	商店街活性化促進事業 関 連 保 証	計画区域における商店街活性化促進 事業に関する基本的な方針に適合す る事業のうち、特に事業資金の融通 の円滑化が必要な事業を行い、又は	運転	個人·会社 28,000 ·特定非営利活動法人	5年以内	必要に応じ徴求
	関 連 保 証	行おうとする者として認定を受けた中小企業者	設備	組 合 48,000	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
105	先端設備等導入	認定を受けた先端設備等導入計画に 従って先端設備等導入を行う中小企	運転	 個人·会社 28,000 ·特定非営利活動法人	5 年以内	必要に応じ徴求
	関 連 保 証	業者	設備	組 合 48,000	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
106	情報処理支援関連保証	認定情報処理支援機関として認定を 受けた一般社団法人又は一般財団法	運転	- 一般社団法人 28,000	5 年以内	必要に応じ徴求
		<u></u>	設備	及び一般財団法人 20,000	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
107	経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行う ため、当該承継に不可欠な資産の譲 受けを行うものであることについ	運転	個人・会社 28,000	5 年以内	必要に応じ徴求
		受けを付うものであることについ て、認定を受けた中小企業者	設備	·特定非営利活動法人	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
108	特定経営承継準備関 運保証	他の中小企業者の経営の承継を行う ため、当該承継に不可欠な資産の譲 受けを行うものであることについ	運転	- 個人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
	関 連 保 証	て、認定を受けた事業を営んでいな い個人	設備		7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
109	技術等情報漏えい防止措置 関 連 保 証	認定技術等情報漏えい防止措置認証 機関として認定を受けた一般社団法	運転	 一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5 年以内	必要に応じ徴求
	関 連 保 証 	人又は一般財団法人	設備	/文U IUKWI UX/	7年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
110	※T 社 外 高 度 人 材 活 用	社外高度人材活用新事業分野開拓に 関する計画を作成し、主務大臣の認	運転	個人·会社 28,000 (60,000	10 年以内	必要に応じ徴求
	新事業分野開拓関連保証	定を受けた中小企業者	設備	(60,000)	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)

	制 度 名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人			
111	* U	事業継続力強化に関する計画を作成	運転	個人·会社 28,000 (70,000)	10 年以内	必要に応じ徴求			
111	事業継続力強化関連保証	し、経済産業大臣の認定を受けた中 小企業者	設備	- · 特定非営利活動法人 (10,000) 組 合 (120,000)	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)			
112	* V	連携事業継続力強化に関する計画を 作成し、経済産業大臣の認定を受け	運転	個人·会社 28,000 ・特定非営利活動法人 (60,000)	10 年以内	必要に応じ徴求			
112	連携事業継続力強化関連保証	た中小企業者	設備	組 合 (120,000)	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)			
110	情 報 処 理 シ ス テ ム	経済産業大臣が定めた情報処理システムを良好な状態に維持するために必要 な情報処理システムの運用及び管理に	運転	個人・会社・ 特定非営利活動法人 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求			
113	運用・管理関連保証	関する指針に掲げる事項に関する取組 の実施状況が優良なものであること等 の認定を受けた中小企業者	設備	- 特定非営利活動法人 28,000 組 合	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)			
114	特定高度情報通信技術活用	特定高度情報通信技術活用システム の開発供給に関する計画又は導入に	運転	個人·会社· 特定非営利活動法人 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求			
114	システム開発供給等関連保証	関する計画を作成し、主務大臣の認 定を受けた中小企業者	設備	組合	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)			
115	経営承継借換関連保証	次の(1)から(3)に該当する中 小企業者 (1)経営承継円滑化法の規定によ る認定を受けていること (2)法人・個人の分離がなされて いること (3)返済緩和している借入金がな いこと	運転	会社 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求 徴 求 し な い			
		را <u>ر</u> ح							
116	特定連携事業継続力強化関連保証	連携事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けた中小企業者と共同で当該連携事業継続力強化の実施を行う大企業者のうち法第2	運転	個人・会社・ 社会福祉法人・ 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求			
		の夫派を11万人正来省のプラ広宗2 条第2項第3号又は第4号に掲げる もの。	設備	特定非営利活動法人		徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)			
147	下請中小企業取引機会	下請中小企業取引機会創出事業を行	運転	/H /	10 /T \\	必要に応じ徴求			
117	創出事業関連保証	う者として経済産業大臣の認定を受けた中小企業者。	設備	個人·会社 (108,000)	10 年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)			
118	追 認 保 証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000 万円を限度とする							

119 借 換 保 ※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる 証

(※1)「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1~8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(※2)「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、 普通保証、手が(ぐんさい)割り根保証、当座資施(貝付専用型)根保証、接営乃連化保証、 条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業券業継寸ボート保証、経営安定 関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、災害関係保証、労働力確保関連 保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、 地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、功規模事業者支援関連保証、 特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、 周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、中 かま作地商業等等性が出事保証・カルコ右状地商業等等が使用では、当業事品 心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生 円滑化関連保証、農商工等連携事業関連保証、農商工等連携支援関連保証、経営承継関 17/III(DAECHALL)、探问上一学生/DF学术内层生体制、旅门上一学是/DF发展的生体制、推合不能的建保証、特定程管/承報開連保証、商店街活性化支援開連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再 性当十分予以及足体証、「特別に今又成の法体証、プライト 生計画実施関連保証、連携創業等支援関連保証、地域産業養源活用支援関連保証、商店街活性 力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証、商店街活性 化促進事業関連保証、先端設備等導入関連保証、情報処理支援関連保証、技術等情報漏 えい防止措置関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、社外高度

人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連 人が占用利事系ガダ開和関連体証、事条軸がが別知に関連体証、建済事系軸がが別知で関連 保証、情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システム開発 供給等関連保証、経営承継借換関連保証、特定連携事業継続力強化関連保証、下請中小 企業取引機会創出事業関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人 及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保険に係わる保証限度額8,000万円(※ の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。

- 2. 一般保証の合計は、普通保険に係わる保証にあっては個人・会社20,000万円、組合 40,000万円 (無担保保険に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円) を超えることができません。
- 3. 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する 従業員の20人 (商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人) 以下の 会社及び個人に限ります。なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場 合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
- 4. 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはでき ません。

- 5. 災害関係保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可 能ですが、合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証2,000万円)の範囲内で取り扱います。
 - 証と000分別、今週2019年以外がないよう。 また、別体を利用した場合、災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る)、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40.000万円(組合の場合は80.000万円)、無担保保証16.000万円 (うち無担保保証人保証4,000万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が 限度となります。
- 6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特 定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2) 愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、 その額を保証限度額欄に表示しております。したがいまして部分保証方式を選択されている 金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている 金額に保証割合を乗じた額になりますのでご留意下さい。

(注3)

- ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特例保険」に係る保証のうち、「39創業関連 資金」、「59創業関連保証」のいずれかを併用します。
- 2. ** B破綻金融機関等関連特別保証および**C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り 扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係 る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この 二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要です。
- 3. ※D地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別 枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、 周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連 保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業総続力強化関連保証、連携事業継 結为後代期連行証、下請由の企業即引継令の制度を製造を認定の保険に学业する別 続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別 枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。 また、流動資産担保保険に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
- 4. ※ E 海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新 関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工等連携事業関連保証、経営 力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連 保証、連携事業継続力強化関連保証の海外投資関係保険に該当する別枠を含み、個 人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- 5. ※F特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請 連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創 出事業関連保証の新事業開拓保険に該当する別枠を含みます。
- 6. ※G経営革新関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、 能音手制限基体流についてい、利事来的加水保に終ニョシの物由におかけてしてい、利 事業開拓保証および特定新技術事業活動関連振託、異分野連携新事業分野開拓関連 保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関 味証、向足地域監測関連球証、起域産業員が占用事業関連保証、行足削入明れ受別 連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連 保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携 事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当 する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用が できます。
 - また、海外投資関係保険に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および 海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工 等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連 保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する 別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができ
- 7. ※H異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなり
 - (新事業開拓保険に該当する場合)

| サストルストルス | マッカー | アッカー | 関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、 | 関連技事業継続力強化関連保証、下請すい企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円

円の利用ができます。 (海外投資関係保険に該当する場合)

(西) 投資関係体限に設当する場合 別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革 新関連保証、農商工等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活 用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連 保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組 合60,000万円の利用ができます。 (流動資産担保保険に該当する場合)

別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。

- 8. ※ | 周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、 周辺地域登偏関連保証にこいては、新事業開拓保険に該当9 る場合には別枠として、 新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連 携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連 保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継 続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別 枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができ
- 9. ※J中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私募債の発行価格は 56,000万円が限度となります。
- 10. ※K特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合は別枠として 新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、展分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続

- 力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠 を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます
- 11. ※ L 流動資産担保融資保証および※M下請振興関連保証で流動性担保保証を行う場合に ついては、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は825,000万円が限度となります。
- 12. ※N事業再生円滑化関連保証(特例小口保険利用の場合を除く) および※O特定信用状 関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
- 13. ※P農商工等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。

(新事業開拓保険に該当する場合) 別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連 の件として、別事業用担保に出るもの行足別投物事業の問題保証、社会年別関係 保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、問辺地域整備関連保証、地産業養源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経 営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化 関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保 証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合 60,000万円の利用ができます。 50,40%を問係で除に対する場合。

(海外投資関係保険に該当する場合) 別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革 が保として、一方外な見関係は私品のよび一方が必要性来更添ら用事業関連は私は、経営事務関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

(流動資産担保保険に該当する場合)

別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。

- 14. ※Q一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。 したがって、本保証での借入極度額は14億2.800万円が上限となります。
- 15. ※ R 特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、局商工等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人40,000万円、組合60,000万円の利用が表もませ
- 16. ※ S経営力向上関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、 新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連 携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、 特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業総 続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別 枠を含み、個人、会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。 また、海外投資関係保険に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および 海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工 等連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化 関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・ その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- 17. ※T社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証については、新事業開拓保険に該当する 場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革 場合には別枠として、新事業用的体証のよび付定利収制事業活動別選体証、経営事業別関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、展商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の 利用ができます

海外投資関係保険に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および 海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工 等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・ 会社・その他法人30,000万円の利用ができます。

- 18. ※ U事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠とし 事業総就力強化関連体証に ひいては、新事業開始体際に改当する場合にはが伴として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異の野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険 に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の 利用ができます。
 - 利用かでさより。 また、海外投資関係保険に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および 海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工 等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・ 会社・その他法人30.000万円、組合60.000万円の利用ができます。
- 19. ※ V連携事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠 生がサーベルがのは、 として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、 異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事 異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30.000万円、組合60.000万円の利用ができます。また、海外投資関係保険に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30.000万円、組合60.000万円の利用ができます。

20. ※W下請中小企業取引機会創出事業関連保証については、新事業開拓保険に該当する場 合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新 関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業 同連体部、大刃打造防制等大刀打防灯机度体部、「内型地域正順関連体部、地域性来 資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特 定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個 人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

信用保証料率表 (2021年9月30日現在) (注)赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。 青色の保証制度は、責任共有制度対象やのプロ部分保証(80%保証)の保証制度を表しています。

(単位:年率%)

分						責任共有					責任共有保	証料率・化	保証料率(責任共有外	外保証料率	E)		
			制 度 4	名	対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引 の適用	そのf 割
Ţ	1	普通保証			0		0	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15 0.85	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
—	2	特別小口保証(無担保	・無保証人)	NPO法人(注12)	0		0					0.68						
般	3	小口保証			0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
保 証	4	風俗営業飲食業保証			0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
_		手形(でんさい)割引	根保証		0			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0	_
_		手形貸付根保証	T (7 1 7 000)	0) (3-0)	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	╀
- 1		中小企業金融円滑化保 小口連携保証(トライ		(注 8)	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	+
-		優良ランク保証(バリ			0			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30		
-		優良ランク保証Ⅱ(グ			0			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30		t
+0	11	優良ランク保証Ⅲ(フ	アイン 1000)		0			-	-	-	-	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30		
提 携 -	12	地域産業応援保証(す	ごサポ)		0			1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	0	
保		事業成長支援保証(ま		8)	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	╀
証		ぐるり瀬戸内活性化保		10)	0			1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	0	\perp
-		創業フォローアップ保 税理士会連携保証(シ			0		0	1.90	1.75	1.55	1.35	0.30	1.00	0.80	0.60	0.45		+
-		税理士会連携保証(ロ			0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	$^{+}$
		超長期借換保証(スー			0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	t
	19	財務体質強靭化保証(ホールド 5000) (注 14)	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	T
	20	事業者カードローン当	莝貸越根保証		0			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0	
-	_	当座貸越(貸付専用型	根保証		0			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0	1
-		長期経営資金保証			0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	+
.	۷٥	予約保証(注7)		(下記以外)	0		0	2.20	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0	+
全国	24	小口零細企業保証(注	3)	予約保証(注7)			0	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.70	0.70	0	+
紘	05	00ML36/1/7727 (1)	`	Value 17	0			1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	0	T
-	25	経営力強化保証(注 11)				0	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	0	
≣īE ⊢		条件変更改善型借換保			0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
L		財務要件型無保証人保	ii.		0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
	_	事業承継サポート保証	,		0			1.00	1 75	4.55	1.05	1.15	1 00	0.00	0.00	0.45	0	+
- 1		自主廃業支援保証 事業承継特別保証			0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	+
			る項目全てに専門家	が満たすものと判断したとき	0			1.15	1.75	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.80	0.45	0	+
ŀ	_	伴走支援型特別保証制	-							T				1		T		\dagger
	特定中小企業者(注10)4号、特例中小企業者(注15)				0		0.85 (要綱11.(2	2)の経営者	保証免除效	応を適用	する場合は	t1.05)					
4		特定中小企業者(注10) 5号		0)の経営者	保証免除效		する場合は				L
		32 一般資金	%A	(T=71)(A1)	0			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	+
		33 建設産業短期		(下記以外) 1号~4号、6号	0		0	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	+
		経営	特定中小企業者 (注 10)	1号~4号、6号 5号、7号~8号	0							0.80						+
		営安 資		(下記以外)	0			1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	0	†
		金 34 小口資金		特別小口保険利用			0					0.85						
				NPO法人(注12)	0				,			0.68						Γ
	墨	35 短期資金		(======================================	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	L
	愛媛	36 小口零細企業資金		(下記以外)			0	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0	+
	中	38 チャレンジ企業支	援資金	37 経営指導特例 (下記以外)	0			1.55	1.41	1.27	1.13	0.95 1.00	0.95	0.90	0.70	0.50	0	+
	小企	→ ファレンク正未又		(ITBGレスグト) に該当するものであって特例保険を利用する者	0			1.12	1.00	1.00	1.41	0.70	0.00	1 0.10	0.00	1 0.00		+
媛	業振		海外投資関係保証		0							1.00					0	T
県	企業振興資金融資制度保証		39 創業関連資金				0		0.	80 (創業)	フォローア	ップ保証を	併用する:	場合は0.30))			L
制	金		40 再挑戦支援資				0					0.80						Ĺ
度	融資		41 事業承継 資金	制度保証要綱の融資対象(1)に該当するもの	0			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	+
	制度			制度保証要綱の融資対象(2)及び(3)に該当するもの 制度保証要綱の無策洋網特別資金融資対象に該当する者であって	0			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	+
	保		42 事業承継 特別資金	経営者保証コーティネーターの確認を受けていない者 制度保証要綱の事業承維特別資金融資対象に該当する者であって 経営者保証コーティネーターの確認を受けた者	0			1.72	0.89	0.76	0.63	0.52	0.95	0.75	0.55	0.35	0	+
	扯	43 緊急経済対策特別	1	(下記以外)	0			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	\dagger
			特定中小企業者	1号~4号、6号			0					0.80						
			(注 10)	5号、7号~8号	0							0.70						ſ
			特例中小企業者	(J-16)(J+7 & A)-2	_		0	4.55	1.00	4.6:	4.00	0.80	6 7-	0.55	0.00	0.05	_	+
				に該当するものであって責任共有対象の者 に該当するものであって責任共有対象外の者	0		0	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	0	+
		44 雇用促進支援資金	1	一に いっぱい こくのって 見正共有対象外の首	0			1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	0	+
		45 災害関連対策資金			0			···-		1	発生の都度:			1	1	1	-	
	46	中小企業振興資金融資			0			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	0	İ
	47	中小企業緊急経営資金	融資制度保証		0			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	0	Γ
市町	48	中小企業経営安定化	特定中小企業者	1号~4号、6号			0					0.80						1
村 -		資金融資制度保証 中小企業委節資金融資	(注 10)	5号、7号~8号	0			1 60	1 50	1 25	1 17	0.70	1 00	0 00	0.60	0.45		+
刚上		中小企業季節資金融資 中小企業設備近代化資			0			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	0	+
^							0	7.30	7.50			0.85		3.30	3.30	3.70		+
	51	小企業特別小口資金融	員制度保証	NPO法人(注12)	0							0.68						
T	52	公害防止保証			0							1.00					0	L
		エネルギー対策保証			0							1.00					0	Ļ
H	54	海外投資関係保証		(T=7)(IAL)	0							1.00					0	+
	55	新事業開拓保証		(下記以外)	0				-			1.00			-		0	+
L			1号~4号、6号	新事業開拓保険 (注 4)	0		0					0.70						+
		経営安定関連保証	. 3 7:30 0	(下記以外)	0							0.70						+
- 1	56	経呂安定関連保証 (セーフティネット保証)	5号、 7号~8号	特別小口保険利用			0					0.80						+
												0.70						
	_			NPO法人(注 12)	0							0.70						1
		東日本大震災復興緊急		NPO法人(注 12) (下記以外)	0		0					0.80						

		責任共有			責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)			
≅分│	制度	3	対象	部分保証	対象外	第1区分 第2区分 第3区分 第4区分 第5区分 第6区分 第7区分 第8区分 第9区分	有担保割引 の適用	その他定性要割引の適用
	59 創業関連保証			mry3 Franc	0	0.80 (創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)		83319823
	60 再挑戦支援保証	**************************************		171-BEA190	0	0.80		
	中堅企業(破綻金融機関 等関連)特別保証 61 破綻金融機関等関連特別保証 62 破綻金融機関等関連特別無担保保証			協調融資協調融資	0	0.75 0.65		
	63 災害関係保証	13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 1		assir store c	0	0.80		
	64 労働力確保関連保証	(下記以外)	0		_	0.70		
		特別小口保険利用 (下記以外)	0		0	0.80		
	65 中小小売商業関連保証	特別小口保険利用			0	0.80		
	66 商店街整備等支援関連保証		0			1.15	0	
	67 伝統的工芸品支援関連保証	(下記以外)	0			1.15 0.70	0	-
	68 地域伝統芸能等関連保証	特別小口保険利用	0		0	0.70		
		NPO法人(注 12)	0			0.70		
	69 流通業務総合効率化関連保証	(下記以外)	0		_	0.70		
	70 小規模事業者支援関連保証	特別小口保険利用	0		0	0.80 1.15	0	
	71 特定中小企業再生支援関連保証		Ō			1.15	0	
		(下記以外)	0			0.70		
	72 地域産業資源活用事業関連保証	特別小口保険利用 流動資産担保保険利用		0	0	0.80		
	12 地名住来克斯伯内罗来因住体皿	新事業開拓保険利用	0			1.00	0	-
		新事業開拓保険 (注 4)	0			0.70		
	73 海外地域産業資源活用事業関連保証	海外投資関係保険利用	0			1.00	0	
	74 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外) 特別小口保険利用	0		0	0.70 0.80		
	75 中心市街地商業等活性化支援関連保証		0			0.70		
	76 特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)	0			1.00	0	
		新事業開拓保険(注5) (下記以外)	0			1.30 0.70		-
		特別小口保険利用			0	0.80		
	77 経営革新関連保証	新事業開拓保険利用	0			1.00	0	
		新事業開拓保険(注4)	0			0.70		_
1)		海外投資関係保険利用 (下記以外)	0			1.00 0.70	0	-
		特別小口保険利用			0	0.80		
	78 異分野連携新事業分野開拓関連保証	流動資産担保保険利用		0		0.68		
		新事業開拓保険利用 新事業開拓保険(注4)	0			1.00 0.70	0	
p.		海外投資関係保険利用	0			1.00	0	
	(下記以外) 特別小口保険利用 79 周辺地域整備関連保証 NPO法人(注12)		0			1.15	0	
					0	0.85		
	79 同边地域整備舆建体証	新事業開拓保険利用	0			0.68 1.00	0	-
,		新事業開拓保険 (注 4)	0			0.70		
F	80 中小企業特定社債保証	(7557)(161)		0		1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45	0	○(注
	(下記以外) 特別小口保険利用		0		0	0.70 0.80		
	81 特定研究開発等関連保証	新事業開拓保険利用	0			1.00	0	
		新事業開拓保険 (注 4)	0	_		0.70		
E	82 流動資産担保融資保証(ABL保証) 83 下請振興関連保証	(下記以外)		0		0.68 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45	0	
	1 BHIMSTINGENIA	特別小口保険利用		0	0	0.80		
		流動資産担保保険利用		0		0.56		
	84 事業再生保証(DIP保証)	(下記以外)		0	0	2.20		
	85 事業再生円滑化関連保証 (プレDIP保証)	特別小口保険利用			0	0.85		
	86 特定信用状関連保証(LC保証)			0		1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45		
		(下記以外) 特別小口保険利用	0		0	0.70 0.80		
		流動資産担保保険利用		0		0.80		
	87 農商工等連携事業関連保証	新事業開拓保険利用	0			1.00	0	
		新事業開拓保険(注4)	0			0.70		
	88 農商工等連携支援関連保証	海外投資関係保険利用	0			1.00 1.15	0	\vdash
	89 経営承継関連保証	(下記以外)	0			1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45	0	
	55 社合外积为建体组	特別小口保険利用			0	0.85		
	90 特定経営承継関連保証	(下記以外) 特別小口保険利用	0		0	1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45	0	
	91 一括支払契約保証(注 9)			0		1.54 1.40 1.26 1.12 0.95 0.77 0.63 0.49 0.35	0	
	92 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)	0			0.70		
	93 商店街活性化支援関連保証	特別小口保険利用	0		0	0.80 1.15	0	
	94 経営革新等支援関連保証		0			1.15	0	
	95 情報提供支援関連保証		0			1.15	0	
		(下記以外)	0			0.70		
	96 特定下請連携事業関連保証	特別小口保険利用 新事業開拓保険利用	0		0	0.80	0	
		新事業開拓保険(注4)	0			0.70		\vdash
	主类 再生計画宝体則清/P=T	(下記以外)	0			0.70		
	97 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) (注 16)	社団山田内をおけ			0	0.80		
		特別小口保険利用 (下記以外)	0		0	0.80 0.8 (要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.0)		
	98 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)(注16)				0	1.0 (要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.2)		
	,	特別小口保険利用			0	1.0 (要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.2)		

				責任共有				1	責任共有保	証料率・	保証料率	責任共有	外保証料率	i)		
区分	制度	名	対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引 の適用	その他定性要認
	99 連携創業支援等関連保証		0							1.15					0	
	100 地域産業資源活用支援関連保証		0							1.15					0	
		(下記以外)	0							0.70						
		特別小口保険利用			0					0.80						
	101 経営力向上関連保証	新事業開拓保険利用	0							1.00					0	
		新事業開拓保険(注4)	0							0.70						
		海外投資関係保険利用	0							1.00					0	
		(下記以外)	0							0.70						
	102 地域経済牽引事業関連保証	特別小口保険利用			0					0.80						
	103 地域経済牽引支援関連保証		0							1.15					0	
		(下記以外)	0							0.70						
	104 商店街活性化促進事業関連保証	特別小口保険利用			0					0.80						
		(下記以外)	0							0.70						
011	105 先端設備等導入関連保証	特別小口保険利用			0					0.80						
別	106 情報処理支援関連保証		0							1.15					0	
		(下記以外)	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
	107 経営承継準備関連保証	特別小口保険利用			0		ı			0.85	1					
	108 特定経営承継準備関連保証		0							1.15					0	
	109 技術等情報漏えい防止措置関連保証		0							1.15					0	
枠		(下記以外)	0							0.70						
	110 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	特別小口保険利用			0					0.80						
		新事業開拓保険利用	0							1.00					0	
		新事業開拓保険(注4)	0							0.70						
		海外投資関係保険利用	0							1.00					0	
保		(下記以外)	0							0.70						
		特別小口保険利用			0					0.80						
	111 事業継続力強化関連保証	新事業開拓保険利用	0							1.00					0	
		新事業開拓保険(注4)	0							0.70						
		0							1.00					0		
=17		海外投資関係保険利用 (下記以外)	0							0.70						
証		特別小口保険利用			0					0.80						
	112 連携事業継続力強化関連保証	新事業開拓保険利用	0							1.00					0	
		新事業開拓保険(注4)	0							0.70						
		海外投資関係保険利用	0							1.00					0	
		(下記以外)	0							0.70						
	113 情報処理システム運用・管理関連保証	特別小口保険利用			0					0.80						
		(下記以外)	0							0.70						
	114 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	特別小口保険利用			0					0.80						
	115 経営承継借換関連保証	(下記以外)	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
	特別小口保険利用				0					0.80						
	要綱5. ⑤の書面に掲げる確認項目全てに専門	家が満たすものと判断したとき	0			1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		
	116 特定連携事業継続力強化関連保証		0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
		(下記以外)	0							0.70	•					
	447 7544 1. 0 # 757 188 0 401 1 4 18 20 4 17 7	特別小口保険利用			0					0.80						
	117 下請中小企業取引機会創出事業関連保証	新事業開拓保険利用	0							1.00					0	
		新事業開拓保険(注4)	0							0.70						
	118 追認保証 (注 1)	1	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	
	119 借換保証 (注 2)		Δ	Δ	Δ	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	\triangle	

【補足説明】

- (1) 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率(「責任共有保証料率」という)は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもの。 責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率(「保証料率」という)は、保証委託額に対する率。 (2) 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保険料率の区分とする。 保証料弾力化に係る保証制度については、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分~第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。 なお、区分対応する保証において、次のいずれかに設当する事業者については、第5区分(経営力強化保証は第4区分)の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。 ①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者
- (3) 有担保割引の適用機 「〇」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から 0.10%引き下げる。
 (4) 一括支払契約保証、「新型コロナウイルス感染症対応資金要線例」に基づく自治体制度融資、伴走支援型特別保証及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応)を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合、 表示の料率から0.10%引き下げる。
- (注 1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。
- (注 2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による(割引・割増の有無含む)。
- (注 3) 「小口零細企業保証制度」は、利用する保証制度(部分保証制度に限定された保険種別以外はすべての保険種別<保険特例含む>の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形(でんさい)割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない)に定める料率による。
- (注 4) 「新事業開拓保険」を利用のものであって、担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。 (注 5) 「新事業開拓保険」の利用のものであって、担保及び保証人(法人代表者の保証を除く)を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- (注 6) 協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示利率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。 (注 7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- (注 8)「中小企業金融円滑化保証」、「最近成立 1868条が。 (注 8)「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」、「税理士連携保証(ロングサポート300)」について、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。 (注 9)「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- (注 10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連) 1~8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。 (注 11) 「経営力強化保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既往借入金(平成 19 年 9 月 30 日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が 100%の保証を含む。)を本制度で借り換える場合(保 (注1) 「経営力強化保証」については、責任共有制度の対象外である快証的では代指人金(平成19年9月30日以前に証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)は、責任共有制度の対象外となります。
 (注12) 「NPO法人」とは、中小企業信用保険法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことです。
 (注13) 「創業関連特別保険」に係る保証のうち、「39 創業関連資金」、「59 創業関連保証」のいずれかを併用します。
 (注14) 「財務体質強靭化保証」について、経営安定関連保証を併用する場合は同保証に定める料率による。
 (注15) 「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。
 (注15) 「特別中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

- が保証申込み受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号の既往借入金を本制度で借り換える場合(保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)は、責任共有制度の対象外となります。

保証協会団信実績

| 2021年8月|

2009年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております!

●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険(以下、保証協会団信)とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を 行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般 社団法人全国信用保証協会連合会(以下、連合会)が生命保険会社から受け取る保険金(*)をもとに、加入 している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。 (*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。)

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを 開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定 には全く関係ありません。

●保証協会団信加入状況

保証協会団信の2021年8月末時点の加入状況は下記の通りです。(生保会社査定後承諾済ベース)

3~8月件数	3~8月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
85件	69,100万円	1,370件	1,030,037万円	752万円	51.8歳

〈金融機関別〉

金融機関名	3~8月件数 (件)	3~8月融資額(万円)	累計件数 (件)	累計金額(万円)
伊 予 銀 行	29	30,030	396	343,111
四国銀行	1	600	11	13,445
百十四銀行	1	400	13	17,100
阿 波 銀 行	1	1,500	2	2,000
広島 銀行	1	200	13	9,230
山口銀行	0	0	1	1,500
愛 媛 銀 行	12	11,750	370	303,115
香 川 銀 行	5	6,600	24	26,160
高 知 銀 行	1	500	27	18,847
徳島大正銀行	0	0	4	2,290
愛 媛 信 金	26	11,720	365	202,892
東予信金	2	3,000	75	45,830
川之江信金	0	0	25	24,967
宇和島信金	6	2,800	41	18,250
三菱UFJ	0	0	1	300
商工中金	0	0	1	500
えひめ南農協	0	0	1	500
合 計	85	69,100	1,370	1,030,037

別子銅山の歴史

○ 1691(元禄4)年

別子銅山の採掘を幕府に出願した 住友家は、許可が下り開坑

1698(元禄11)年

日本の銅生産高の28%を占める

1865(慶応元)年

広瀬宰平が別子銅山支配人となる

1868(慶応4)年

新政府から正式に別子銅山の継続 経営が許可される

1874(明治7)年

フランス人技師ルイ・ラロックを雇い、銅山の近代化計画を指示

1893(明治26)年

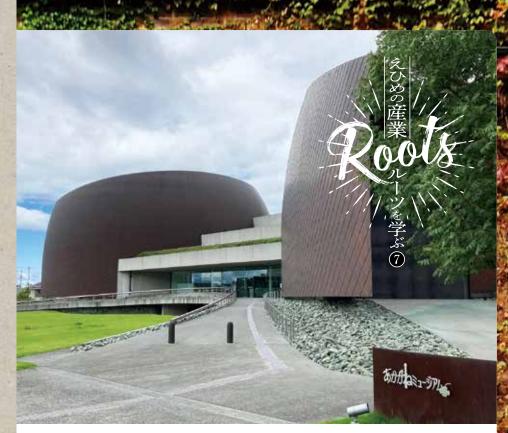
海岸の新居浜と別子銅山の南麓を 結ぶ住友別子鉱山鉄道が開業

1905(明治38)年

四阪島精錬所本格操業開始

1973(昭和48)年

別子銅山は終掘。元禄から昭和まで、全期間の産銅量65万tは、足尾鉱山に次いで国内2番目。地下の坑道は総延長700kmにも及ぶ





新居浜の発展と住友の礎を築いた別子銅山

天空に広がる 「東洋のマチュピチュ」



標高750mにある東平では貯鉱庫 (採掘した道を保管する場所)や変 電所など一部が残されています。 静かに佇む産業遺産は、歴史を語 りかけてくるようです。

貴重な資料で歴史を知る 「別子銅山記念館」



山の斜面を生かした半地下構造の 建物。開坑から閉山までの歴史を 知ることができます。サツキの名 所としても知られており、毎年5 月下旬には満開の花が楽しめます。 て事業はさらに発展。 道を走らせるなどの近代化によっ きてきた広瀬宰平の説得で、 かけて存続の危機に陥ります。 領だった銅山は、 えられ事業は順調でしたが、 いた住友です。 イナマイトを導入、さらに鉱山鉄 四洋の技術を取り入れ、 よる経営存続が認められました。 国山地の赤石山系に位置して に没収されることなく、 開坑したのは、 幼少期より銅山とともに生 潤沢な銅資源に支 銅事業を手掛けて 新居浜市南東部 幕末から明治に 海抜120 銅製錬など 工事にダ 住友に 新政

中和技術を導入するなどして問題 て今も地域に貢献しています。 継続が困難となり、 解決をはかりました。 の移転を余儀なくされたもの 量を誇っていたほどです。 まで及び、 貴重なものであり、観光資源とし よって自然の姿を取り戻しました。 も及びます。閉山後は植林事業に な銅鉱石の輸入によって、 往時の姿が残る遺構は歴史的にも 年頃には煙害問題が発生し工場 に算出した銅は、 開坑から閉山までの283年 から延びる大鉱床は、 kmį 時は世界最大の産出 海面下10 約65万トンに 昭和48年に閉 海外の安価 事業の σ



愛媛県信用保証協会

EHIME GUARANTEE

本 所

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン 7,8,9階総務 部

総務課 TEL 089-931-2111代 FAX 089-931-2107 電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170 業務統括部

企業支援課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026 代位弁済課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-1026

債権管理部 第二第二章

管理課 TEL 089-931-2128 FAX 089-931-2129 監査室 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-2129

松山事業部 業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7階 保証一課・保証二課

TEL 089-931-2118 FAX 089-931-2174

新居浜支所 (業務区域) 新居浜市・西条市・四国中央市

〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階 TEL 0897-33-8282 FAX 0897-33-8284

今治支所 (業務区域) 今治市・上島町

〒794-0042 今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階 TEL 0898-23-0170 FAX 0898-23-0758

八幡浜支所 (業務区域) 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

〒796-8691 八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階 TEL 0894-22-2003 FAX 0894-22-3137

宇和島支所 (業務区域) 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階 TEL 0895-22-6556 FAX 0895-22-6583



